

1. 平成27年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成27年3月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	古 川 甲 子 夫
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	尾 藤 康 春

国保白鳥病院  
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市  
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局  
議会総務課 長 岡 文 男

議会事務局  
議会総務課 長 加 藤 光 俊  
主任 主 査

### ◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。

議員各位には、出務、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、本日、北濃小学校6年生の皆さんの傍聴を許可しておりますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には12番 上田謙市君、13番 武藤忠樹君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。

また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

---

### ◇ 美谷添 生 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、17番 美谷添生君の質問を許可いたします。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番のくじが当たりまして、1番目の質問者ということで大変緊張をしております。1番が当たったということは、ことしは何かいいことがあるのかなというふうで期待をしております。

まず、それでは地方創生についてお伺いをいたします。

安倍首相は、2月12日の施政方針演説の地方創生の項で、東京に住む10代、20代の若者に尋ねると、その半分近くが地方へ移住を望んでいると、地方こそ成長の主役です、熱意ある地方の創意工夫を全力で応援する、それこそが安倍内閣の地方創生でありますと、こう力強く述べておられます。

さて、平成27年は、郡上市にとって、特別な記念すべき年であると私は考えております。

私も再三にわたり質問をしてみました再生可能エネルギー、特に小水力発電について、県が石徹白で建設中の出力68キロワットの小水力発電施設が完成し、郡上市が発電事業をすることになったことであります。

そして、小水力発電事業特別会計が設置されることになり、今議会にも関係する条例とともに提案をされております。

小水力発電事業特別会計は、売電収入約1,500万円の収支であります。

市内では、この石徹白のほか、阿多岐、干田野、明宝で、県の事業として計画実施されている発電施設があります。それぞれの出力について、また市内の発電可能地域の調査がされておりますので、その結果についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思っております。

まず、美谷添議員の御指摘のとおり、平成27年度から、市としてもこの県の事業で完成をされた石徹白農業用水、1号用水の発電所の稼働ということになるわけで、大変記念すべき年になるかというふうに思っております。

ただいまお話ございました、今、県の農政部で事業をやっておっていただきます、あるいはこれから取りかかっていただきます各発電の施設の出力についてお尋ねがございましたので、お話を申し上げたいと思っておりますが、今年度、稼働する石徹白1号用水の発電所については、出力として68キロワットであります。

それから、これから計画をされます阿多岐の日面につきましては、およそ99キロワットぐらい、それから干田野の東山用水については68キロワットぐらい、それから明宝の気良につきましては、23キロワットぐらいというふうに大体想定されております。

また、石徹白の朝日添で、今、民間の発電農業協同組合を設立して取り組んでおっていただきますものは、完成をいたしますと大体出力としては84キロワットというような出力というふうに承知をいたしておるところでございます。

それから、ただいまお尋ねのありました市のほうで、小水力発電調査研究会のほうで、この郡上市中の小水力の発電可能性、可能地の調査を行ったわけでございます。

農業用水、それから普通河川等あるいは砂防施設等を活用して、発電可能性のあるところは、箇所は大体どれくらいあるかと調査をいたしましたが、その調査結果では、この農業用水、普通河川、砂防施設、合わせて、出力が20キロワット未満のところは74カ所、20キロワット以上のところが12カ所と、トータル、郡上市内に可能性があるだろうというふうに思われるところが、86カ所ほどあるというふうに調査結果は出ております。

この86カ所のそれぞれ可能な発電量というものを、理論上ですけれども計算をしてみますと、年間で5,978メガワットアワーと、メガというのは千という単位でございますので、597万8,000キロワットというような出力が得られるという、理論上は出ております。

今、中部電力で阿多岐ダムのところでは小水力、水力発電を整備しておいて、近く稼働をいたしますが、これが大体年間の発電量が1,300メガワットアワーということでございますので、86施設の総発電量としては、今、中電さんがやっておられる阿多岐ダムの発電所の4.6個分ぐらいというような感じにはなろうかと思えます。

この発電量は、86カ所全体で郡上市の大体、通常の家庭の1,263世帯分ぐらいの1年間の電力量を賄うということになりますので、郡上市の普通の世帯数で言いますと8.3%分ぐらいの出力はあるだろうと、発電量はあるだろうと、あるいは郡上市全体の工場ですとか、事業所ですとか、そういったところを含めて、年間の郡上市の総電力消費量というのは大体30万2,864メガワットアワーと、これは平成25年度の実績でございますが、それからしますと、今、申し上げました86カ所の小水力発電所の総発電量は、郡上市の年間の全部含めての消費電力のおよそ2%分ぐらいを生産するという能力はあるというような結果が出ているところでございます。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。

総発電量につきましては、いささか疑問がございますけれども、もう少しあるのでないかというふうに考えますが、いずれにいたしましても、そういう形で今年度も取り組んでいただいておりますし、今後とも地域の資源を活用するという意味においても、推進をいただきたいというふうに思っています。

次に、石徹白地区の取り組みについてでございますが、市長にお尋ねをいたしたいと思えます。

白山連峰に抱かれた、縄文時代より続いております歴史と伝統文化の香り高い石徹白地区は、昭和33年、福井県より越県合併をいたしました当時は、1,000人を超す人口を有しておったと聞いておりますし、現在では200人台になってしまったと、いろいろ原因はございますけれども、そういうことで人口減少について大変深刻であります。

そんな中で、2007年に石徹白地区地域づくり協議会が設立されまして、30年後も石徹白に小学校を残そうということで、さまざまな活動が展開をされており、小水力発電は地域づくりの目玉としてなっております。

また、石徹白子育て移住推進委員会というのを設置されまして、ホームページの立ち上げや「石徹白人」等の発刊、子育ての環境のよさや、豊富な自然などの地域の魅力や移住者のインタビューを紹介するなど、子育て世代が移り住み、住み続けられる環境を整えるよう努力をされておるとこ

ろでございます。

NPO法人「やすらぎの里いとしろ」の理事長であります久保田政則さんは、「人口減少を戻すのは難しいが、何もやらなければそのまま、なりふり構わずゆっくりでも進んでいく」と、こう言っておられます。

この石徹白の取り組みにつきまして、市長の御所見と小学校の存続について、どんな御意見をお持ちかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えを申し上げます。

今、御指摘いただきましたように、石徹白地区は昭和30年代に福井県から越県合併ということで、大変な先人が御苦労され、またいろいろと地域の中でもいろいろなお考えがある中で、白鳥町に合併をしまいったところでございます。

そういう意味で、私は郡上市の中の非常に、またいろんな意味で特色を持った地域でもありますし、この地域がぜひとも今後も存続をしていくようにということを願っている一人でもあります。

特に、地域の方々が30年後も小学校を残そうということで、まさに地域の連帯の核ともいべき小学校を残したいというお気持ちは、痛いほどわかっておりますので、ぜひともそういう形で地域を残していきたいというふうに思っております。

今後、交通条件であるとか、子どもさんの数であるとか、そういった問題がいろいろと出てくるだろうというふうに思いますが、今のお気持ちを大切にしながら、ぜひとも子どもさんの数も地域を活性化の中で増やしながら、存続を図っていただきたいと思いますというふうに思っています。

今回の言わば農業協同組合という形をつくって朝日添の発電事業をやられる、そしてその発電事業で上がった収益を活用して、地域のいろんな活性化に取り組みたいという気持ちを、全力で応援してまいりたいと思えますし、また今、先ほどの「カルヴィライとしろ」の背後林にあります森林等を使って、冒険の森のような施設もつくられようとしております。

そういったところで従事する方々も、石徹白にお住みいただくことになろうかと思えますし、そういうことで、今、石徹白の地域の皆さんのそういう要望も踏まえて、今回、平成26年度の補正予算で出させていただいた地方創生関連の予算の中にも、石徹白において、そういう外から来られた方が住めるような住居を確保するための改修等の経費を、800万円計上させていただいているところでございますが、そういった形で人的にも、あるいはでき得る限りの財政的支援も含めて、この石徹白の今後の持続性のある発展というものに対して尽力をしていきたいと、私どもも力を尽くしていきたいというふうに思っています。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 大変ありがとうございました。

市長の思いも、我々の思いも、そんなに変わらないということであれしく思っておりますが、現状と将来の夢について、少し簡単に、また市長の御意見をいただきたいと思えます。

石徹白の小水力発電は、2008年の3基の水力の小さい装置を設置し、開始をされました。

2009年には、らせん形水車による発電も開始され、1戸分ぐらいの電気をつくっておられました。

2011年には、地域の熱い思いと市の支援もあり、出力2.2キロワットの上掛け水車型の水力発電施設が完成し、今年は先ほど申しました県営による出力68キロワットの小水力発電が完成したのがあります。

そして、これについては市が、先ほど申しましたように発電事業を行うということでございますが、昨年の4月には石徹白農業用水農業協同組合が設立され、来年には市長のとちよっと違いますが、出力90キロワット級の発電が開始されると聞いております。

ことし4月より発電される出力68キロワットと合わせると、約160キロワットぐらいの能力があるというふうになります。

また、豊富な森林資源を活用したバイオマス発電等の可能性もありますので、環境に優しいエネルギー需給の地域が実現できるというふうに思われます。

そこで、石徹白においては家庭の電気だけでなく、生産産業のあらゆる動力を電化し、また電気自動車を普及する、ICTネット基盤の整備や高速通信を利用した次世代産業を導入するなど、こういう、言わば石徹白電気村構想とも言うべきものをつくりまして、当面、人口500人を目指した地域再生案を、再生策を立案するというふうなことはどうかというふうに私は考えておるわけですが、市長の御所見はいかなものかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 石徹白は、ただいまお話もありましたように本当に地域の方々が知恵を絞り、汗をかって地域の存続を図っていかうということで、取り組んでおっていただくわけでありまして。

その、まず第一の取り組みは、この朝日添の小水力発電であろうかというふうに思えます。

今後、この石徹白において、さらに今お話がありましたようなバイオマス等を使ったエネルギー生産というようなもの、あるいはとにかく石徹白に住んで暮らしていけるということは、やはり何らかの産業を興していかなければいけないというふうに思えます。

それが、今までも取り組んでおっていただきますトウモロコシであるとか、いろんな、高冷地である地域の特性を生かしたいろんな農作物であるとかいったこともあろうかと思えますし、あるいは今後、林業というようなこともあろうかと思えます。

いろんな夢を描いていただいて、しかも今、200人台まで落ち込んだ人口でございますので、そ

それを何とか盛り返そうという努力をしていただくことは、非常に大切だというふうに思います。

どのような時点で500人まで回復をするのかと、どういったことで具体的に現実性を持った取り組みとして、そういった地域活性化をしていくのかということについては、地元の方々とまたよく話し合いながら、そしてやはり、あくまでもやはり地元の方々の主体性において取り組んでいただき、私ども行政としてはそれをしっかりサポートしていくと、こういう考え方で臨んでいきたいというふうに思います。

今ありました構想等については、またよく地元の方々においてそうした問題、これからの将来のビジョンを検討していただくことが、まず必要かというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。

大変、前向きな答弁でうれしく思います。

そこで、次の質問ですが、特用作物による地域振興、産業振興についてであります。

これは、麻の栽培ということでもありますけれども、これは魅力的で大いに期待があります。

郡上市で栽培ができないか、ここに「農業経営者」という雑誌が特集をしております。このこれですけれども、「今から始める大麻栽培、無毒大麻を産業に活かす」と題して紹介をされております。

麻は古来より日本人とかがわりが深く、繊維、食料だけでなく、工業原料にも使われ、全国で栽培されていたようであります。

1934年には、全国で1万ヘクタール作付されていたと記録がありますけれども、現在は5ヘクタール以下というふうになってしまったようであります。

日本各地に伝わる麻に関する伝統文化、生活の中で伝えられてきた技術を後世に伝え、麻にかかわる産業の振興に寄与するという目的で、日本麻振興会なるものが設立されておるようであります。

麻はさまざまな用途があると言われ、穂は神事・医薬品、種は食品・食用油・化粧品・石鹸、茎は繊維・織物・燃料・紙・建材・プラスチック、葉は衣料品・飼料、根は土壌消毒等、2万5,000種類にも及ぶ生活用品に利用できると、こういうふう書いてあります。

栽培には都道府県知事の許可が必要であり、2009年末での栽培者は全国で56人だそうです。

郡上でも栽培に意欲的な人があると聞いております。現況と市の対応についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。簡単に答弁をお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように、市内においても、ぜひこの麻の栽培というのを一つの特産物としてやっていきたいというような方がいらっしゃるという話を聞いております。



特に、いわゆる休耕農地といいますか、そういうようなものの活用とか、あるいはまた非常に大根等の栽培というような重量作物については、なかなかもう労働力というものが対応できないというようなこともあって、まさにこの麻の栽培ということはどうなのかというようなことで、いろいろと市のほうにもそんなお話があり、またそうしたお考えをお持ちの方が、いろいろ先ほどもお話しございましたように、県のほうの許可が要りますので、いろいろと内々打診をされているということでもありますけれども、実際としてはなかなか大麻取締法に基づく栽培管理といいますか、その栽培許可というのは、岐阜県の場合はなかなか難しいというふうに聞いております。

特に、先ほど全国の例もあるようでございますが、やはりその栽培をする場合には、きちっとした管理というものが、やはり必要になってくるのではないかとというようなことでありますので、今後、一つの可能性として私も認識をいたしておりますが、なお研究、検討をしていく必要があるというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。

通常で言うと、そのような返答だというふうに思いますが、この麻の無限などとも言えるべき可能性のある作物でありますので、過疎の地域づくりという面からいっても、非常に魅力のある作物でありますので、今後とも栽培の許可のために、ひとつ御尽力を賜りたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

それでは、次のスポーツ振興ということについて触れたいと思います。

市長は、今月2日の施政方針の中で、スポーツによる地域づくりをという中で、「2020年郡上市スポーツ・ツーリズム」と位置づけ、全国世界レベルの大会に向けた合宿誘致活動を推進すると表明され、翌日の新聞紙上で、「スポーツ合宿誘致を推進、日置郡上市長」というような見出しで、中日新聞が報じておったところでございます。

また、議会よりの要望に対する回答の中で、「スポーツ振興における施設整備について、吠高原スポーツ広場はスポーツ合宿誘致の核となる施設として、ラグビー、サッカーの合宿、大会に利用されている。今後は、国際的な大会に出場するチームなどの利用誘致について検討することを含め、継続的に有効利用するために必要な施設等について、関係者と協議し、適正な整備を検討していきます」このように説明をいただいております。

先日、2019年に、日本で開催されるラグビーワールドカップの試合会場が決定をされました。豊田市の豊田スタジアムも開催の地と決まったという報道がございました。

そこで、世界各国のチームのキャンプ地として、郡上市は有力ではないかと考えます。

ここに、「2019ラグビーワールドカップ日本開催に伴うキャンプ地誘致事業企画書」というのが

あります。

これは市のほうへも提出はされておるといふふうに聞いておりますけれども、これにはラグビーのワールドカップ2019日本大会の概要が示され、その参加チームのキャンプ地として、郡上市の吠グラウンドが立候補したいというふうに書いてあり、キャンプ地誘致の目的、テーマは過疎のまちが世界につながる、青少年に夢と感動を、合宿村の構想の一環としてというふうに掲げられ、先ほど申しましたように昨年、市にも提出がされておるといふふうに聞いております。

そこで、この件につきまして、御見解をお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） いわゆるスポーツ合宿の誘致についてということで、お答えをいたしたいと思ひますが、ただいまお示しになりました企画書については、ちょっと私のところまでは届いておりませんので、拝見はいたしておりませんが、ぜひ吠高原について可能性があれば、そういう取り組みはしたいというふうに思っております。

特に、岐阜県の古田知事さんも、2019年ラグビーのワールドカップの開催に向けて、岐阜県においても、豊田スタジアムが特に競技開催会場になったということにちなんで、岐阜県でも岐阜市の長良川の総合競技場、あるいは長良川メドウ、あるいは岐阜県内、ほかに飛騨市、そして郡上市の吠高原と、こういうところも可能性があるのではないかと、こういうありがたいお言葉をいただいておりますので、私どももぜひとも、その可能性に向かって検討をしたいというふうに思っておりますが、あくまでもやはりそれを現実に誘致をするということに向かっていくということになりますと、そのために要求される要件は何なのかと、そしてその要件を誰がどうやって満たすのかということをしっかり詰めていかなければ、こうあつてほしいという夢は描けるんですけれども、現実的な取り組みとしては、幾つかの関門があるであろうというふうには思っております。

現在、私どもが得ております情報では、いろんなその会場自身に、その合宿地自身の備えるべき一面が、天然芝であるとか、更衣室や、シャワー室やミーティングルームを持ってなきゃいけないよとか、そういうようなことと、それからやはり試合会場地との間の移動時間が、果たして今回の2019年のワールドカップのときに、およそどれくらいの移動時間以内であることというようなことが示されるかどうかというようなことでございます。

ちなみに、ことし行われるロンドンの大会では、おおよそ移動時間が50分以内というふうに決められているようでございますので、日本ではもうちょっとその緩和がされるのではないかとこの観測もありますけれども、そういうようなことや、あるいはその合宿地には体育館を、雨天なんかのときにやはりきちっとトレーニングができるように体育館を持つこととか、それから選手の皆さんの運動した後のクールダウン用にプールを完備することというようなことであるとか、宿泊施設は50人規模の宿泊が受けられることとか、そのホテルのグレードとしては4つ星以上というような、

大変、国際的なこういう選手を迎えるというようなことからすると、例えばロンドンなんかの場合には、そういう厳しい基準というものを要求されるようであります。

したがって、実際に日本の大会においても、そういった意味でスポーツ合宿を受け入れる地域においては、こういう立地条件、あるいはこういう施設を完備しておるかどうかというようなことが、クリアをしていかなければいけないという問題がございます。

日本における大会の合宿地のそうした要件については、今、私どもがお聞きをいたしているところでは、そうした要綱は2016年の夏以降に正式に決められるだろうというふうに言われております。

しかし、大体、過去のとか、そういう合宿地の要件というものは、おおよそ察しがつきますので、果たしてそういうようなものを、果たして郡上においてどうクリアしていけるのかというようなことについて、情報収集をしながら、今後、検討してまいりたいというふうに思っています。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。

国際大会のキャンプ地ということにつきましては、なかなか施設の面でクリアしなければならないことがたくさんあるようでございますけれども、さきに行われましたサッカーのワールドカップのときに、九州の中津江村という小さな村が、あれはカメルーンでしたかね、カメルーンのチームを招致したということで、一躍有名になったところがございます。

そんなことで、この大会が済んでからでも、この交通の立地のところである郡上市であれば、後また利用ができていき、またそれが地域の特色として大いに全国にも発信できるのではないかといいことは思われます。

国はこの地方創生の中で、27年度に地方版の総合戦略の策定を求めているというふうに、市長も施政方針の中で言ってみえましたが、この郡上市の創生の総合戦略のこの中に、先ほど申しました電気村でありますとか、合宿村というような構想をぜひとも盛り込んでいただいて、この地の特色を生かした構想計画を、ぜひとも検討されるよう要望をしておきたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、時間も少しになりましたが、通告をいたしておりますので、次の幼児期の教育について、少しだけ触れさせていただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

郡上市では、小学校の就学前、幼稚園と保育園という2つの施設で過ごして、小学校へ入学をしておるのでありますが、全国的に多いのでありますが、私はちょっとこのことはおかしいなということをおもっております。

というのは、この2つの施設は監督官庁も違いますし、設置の目的も違うと思っております。

そして、子どもたちに接する先生の資格もまた違うようでもありますし、そんな中で教育委員会と

郡上市では健康福祉部とがかかわりを持って、なおかつ保育料もまちまちであります。

県、国より子ども1人当たりの保育の措置費等についてはどのぐらいであるとか、幼稚園と保育園ではどうなのかというようなことはよくわかりませんが、しかし対象となる子どもは同じでありまして、小学校へ入学するときはおよそ同じレベルでなければならないというふうに考えるわけですが、この幼児期の教育については、どちらかに統一したほうがよいのではないかというふうに私は思うわけですが、このことについて教育長の御見解をお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木 修君。

○教育長（青木 修君） それでは、指導内容の統一という点について、まず私のほうからお答えをさせていただきたいと思えますけれども、幼稚園については教育要領、そして保育所については保育指針がありますが、現在はその内容はほとんど同じです。

健康、それから人間関係、環境、言葉、表現という、そういう5つに指導内容がまとめられていますので、この指導内容の統一ということについては、今後も同じ方向で進んでいくのではないかと思います。

それから、資格、いわゆる幼稚園教諭、それから保育士の資格についても、今後、進んでいきます幼保連携型の認定こども園については、保育教諭という形になりまして、これも統一をされていくと、したがって指導内容とそれから指導する側の資格も統一をされていきますので、全体として保育所、それから幼稚園というのが統一の方向に向かっているというふうに捉えていいのではないかと思います。

郡上市の場合、みなみ園、それから、やまびこ園の両方については、今後、認定こども園という方向で何とか統一できることはないかということで、今後、検討をしていきたいというふうに思っております。

（17番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。

この件につきましては、どうも納得がいかない部分がたくさんございますので、またの機会に議論をさせていただきたいということで、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で美谷添生君の質問を終了いたします。

---

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） おはようございます。

それでは、ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますが、今回は認知症1本に絞りましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

実は、ことしと申しますか、新年度、平成27年には郡上市の第1次健康福祉推進計画、この分厚い計画書でございますけれども、これが最終年度を迎えるということでございまして、この中にも認知症というところは若干触れられておるんですけども、その辺で認知症の患者とその家族への支援策についての御質問をさせていただきたいと思いますが、まず最初にですが、我が国では高齢化の進展とともに認知症の人数も、患者数も増加して、65歳以上の高齢者では平成24年度の時点で462万人、大体65歳以上の人が7人に1人というような状況であります。

なお、高齢者3,100万人と言われる中において、その間の健常な方と認知症の疑いのある軽度な人が、その中にもまた400万人見えるということで、大体800万人以上がそのような状況の中にあるようなことでありまして、今の軽度な人の400万人のうち年間に大体10%から15%の方が、年齢にしたがって発病されるというようなことでありまして、実はきょうの、中日新聞の中にも、認知症の高齢者を支援するロボットが今できて、これが大変効果を生んでおるといような記事もあったわけでございますけれども、これについても、やはり2012年の段階で約860万人というような数も、認知症と軽度の認知症の人というようなことで、数字も報告をされておるようなことでございすけれども、この報告書と申しますか、この計画書の中では10年後の2020年、25年には700万人、5人に1人が、大体、認知症を患うであろうというようなことを言われております。

先日と申しますか、NHKのテレビだったと思っておりますけれども、大体50代の方で認知症にかかれて、大変、生活面でも苦労してみえるというような放送もされておりましたが、最近では本当によくこの認知症というものに、報道関係も取り組んでみえるところでもあります。

そんなところで、今、地方自治体の近々の課題としましては、大体、人口問題が一番に上って、人口減少の問題が上げられてきますけれども、また加えて認知症対策も重要であるとも言われております。

そんな中で、現在、郡上市におきまして、認知症認定者と申される方の数と、大体のその年齢層、またどのような状況でのふだんの生活を送ってみえるのかにつきまして、お伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） ただいま認知症の現状についての御質問をいただきました。

郡上市の認知症の高齢者の数でございますけれども、要介護認定時における医師の意見書、また昨年度実施をいたしました高齢者のニーズ調査、こういった結果から推計をさせていただいたところ、市内には約2,450名の方が認知症、もしくはその疑いがあるということで推計をしております。

この数につきましては、65歳以上で市内にお暮らしの高齢者の方、約1万4,400人余というところでございますが、この割合にいたしますと、6人に1人が認知症、もしくはそういった疑いのあるところが現状というふうに捉えてございます。

このうち介護認定者の年齢別でございますけれども、64歳未満が全体の1%、65歳から74歳までの割合が3.4%、75歳から84歳までの割合が31.3%、それから85歳以上ということになりますけれども、この割合は64.3%という状況にございまして、いわゆる高齢でございます80歳を超えられますと、認知症が急速に増加をしていると、そんな状況が、この年齢別の割合からも、そういった傾向が見られるということが現状かというふうに思っております。

そして、認知症の方の生活の状況でございますけれども、介護サービスを利用してみえる方のうち、在宅で生活してみえる方の割合が59.9%、それからいわゆる施設でございますけれども、グループホームであるとか、特養施設であるとか、こういった入所してみえる方の割合が40.1%という状況でございます。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。

この第1次健康福祉推進計画、18年に策定されたときですけれども、全国で65歳以上の高齢者に占める日常の割合が6.7%で、30年後には10.7%を超えて400万人になるというような数字で、この計画書の中には書いてあるわけでありましてけれども、現状では10年足らずにおきまして、462万人と、全国的にも大きく超えているような状況であります。

郡上市におかれても、国の例のオレンジプラン5カ年計画に基づきまして、さまざまなその支援策を、認知症の患者と家族への理解を深める策でありますとか、認知症地域支援推進員の配置、また支援サービスの充実などと、策を講じられているわけでございますが、これまでの計画による支援策を、今現在どのように評価をされてみえるのでありましょうか。

この報告書であります、推進計画の中にも、先ほど入所とか、在宅で自立まで、認知症の自立度というようなことで、17年には268人というような数字も出ておりましたけれども、この時点で書かれております認知症高齢者専用デイサービスということにつきましては、何らかの認知症を有する方は認定者の半数以上を占めており、対応可能なサービスや環境づくりは必須の事項であると

考えられます。

しかし、本市における現在のデイサービスの利用状況は、年間総定員数に対する稼働率として7割弱、平成17年度から増員した定数で換算しますと6割を切り、その利用のうち約半数が認知症自立度2以上であることから、次のことが言えますというふうなことで、2項目、「現在、既に認知症を有する方を既存のデイサービスにて対応している。また、デイサービス稼働率は6割から7割程度であることから、以上を踏まえた場合、認知症対応型デイサービスとして整備する必要は低いと考えられる」というような、この当時の、平成18年の計画にはうたってあるわけですが、現在はそれより早く進んでおりまして、この中に、同じ中にですが、高齢者の支援対策推進というところでは、「認知症の早期発見、早期予防につながるよう、保健福祉サービスを継続的に提供していくとともに、地域包括支援センターを中心として、介護する家族の介護負担の軽減を図るための相談支援体制の充実に努めます」というようなことが記されておるわけですが、これまでとってこられました第1次、この推進計画を、もう最終年度を迎えられるときに至って、どのように、現在、受けとめてみえるかをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 今現在の推進してございます第1次の健康福祉推進計画でございますが、議員御承知のように、来年度、最終年度を迎えるというところで、第2次の計画の策定について、来年度、着手をさせていただくと、既に今年度、いわゆる実態調査、おおむね1万1,000余の方の御協力の中でアンケート調査というものを、現在、実施をしてその集計並びに分析作業に入っておるところで、いわゆる当時策定をいたしました計画から見る現状というところについては、若干開きもあるというところもございまして、これまで進めてきた取り組みを第2次にどうつなげるかということにつきましては、第2次の計画の中にその辺をソフト・ハード含めながら、盛り込んでまいりたいというふうに思っております。

それで、先ほど施設整備のお話ございましたけれども、これも議員御承知のとおりでございますが、この4月に新たな認知症対応型のグループホーム、18床が開始をされるということ、あわせて、今、議員のほうにもお示しがしてございます第6期の介護保険事業計画、この3年間の期間の中で、新たに認知症対応型のグループホームというもので、予定では18床というものを計画に盛り込んでいきたいと、そんなところをこの3年間の中のハード部分の考え方として進めてまいりたいと思っております。

それから、御質問の、これまで市が進めてきた、いわゆる認知症対策、どのような取り組みをしてきたかというところでございますけれども、まず認知症でございますが、誰もが発症をする可能性がございまして、その対策につきましては地域ぐるみで取り組んでいくということが、非常に肝要でなかろうかというふうに思っております。

そこで、これまで市が取り組んできた対策でございますけれども、まず認知症に関する理解を深めていただくための啓発、もしくは普及活動というものがございます。

具体的には、平成20年度からでございますが、認知症サポーターの養成講座というものを現在も継続して開設をさせていただいておりますが、平成24年度からは小学生を対象にしたキッズサポーターの養成講座と、こんなようなところも取り組んでいるところでございます。

ちなみに、これまで認知症のサポーターとして、この講座を受講された方の人数は2,536人、このうち小学生等の子どもさんにつきましては272名というところが、現状というふうになっております。

この講座をより発展的に推進をしていくと申しますか、さらにそういった知識をより深めていただくという目的を持って、ステップアップ講座というところにつきましても25年度から取り組んでおりまして、今年度、26年度でございますけれども、市内に認知症のボランティアグループ、名前が「ぼちぼちいこう会」という、こういったグループでございますが、会員数が16名ということで結成がされております。

この養成講座でございますが、これまでどちらかと申しますと民生委員さんであったり、福祉委員さん、また福祉団体等の研修の場や学校などに出向いて実施をしてきておりましたが、よりサポーターの拡充というところが必要であるというところから、認知症キャラバン・メイトや認知症ボランティア等、いわゆる自治会や事業所などにも出向きまして、さらなるこういった人材の養成確保というところにつなげていきたいというふうに思っております。

次に、認知症の見守り体制、こういった体制を、いかに整備をしていくかという取り組みでございますけれども、これまでの各地域の福祉委員の研修会、こういった場におきまして民生委員、また福祉委員、自治会の関係者、こういった方々による話し合いが進められております。

また見守り活動といたしましては、シニアクラブの方々の御理解もございまして、友愛訪問であったり、それから民生委員さん、福祉委員、それから日赤奉仕団、こういった関係団体の方々による支援というものが進められているところでございますけれども、平成26年度につきましては、見守り支援を行う絵手紙ボランティア、こういったところを市が開設をいたしました。教室というものをお借りしまして、市内に2団体結成されまして、会員数は現在40人というところになっております。

今後こういった方々と行政との連携を密にしながら、見守り支援を行うネットワークづくりを行っていく必要があるというふうに考えております。

それから、認知症の早期発見、また早期対応のための専門的な支援につきましては、各地域に駐在をしております保健師によります物忘れ相談であるとか、地域包括支援センターでの相談、こんなところを実施をしてくれておりますが、それが早期の治療やサービス提供に十分つながっているか



どうかというところは、課題として受けとめているところでございます。

御承知のように、今般、介護保険法が改正されまして、その中で第6期の大きな重点の柱の1つに、認知症対策の強化というところが掲げられておりまして、具体的に言えば認知症初期集中支援チームまたは認知症の地域推進員、こういった専門のチームであるとか、市民の方々の御協力の中での組織、こういったところの設置が必要であるということで、市におきましてもその設置に向けて、地元の医師会であるとか、福祉の関係団体、機関等との連携も図りながら調整を進めさせていただきたいと、そんなところも考えております。

そして、介護者の支援というところにつきましては、市内の介護事業所におきまして、介護者の集いが現在行われております。

介護者の方々からは、同じ悩みを抱える人の話を聞きたいとか、気軽に相談できる場が欲しいといったような声をいただいておりますので、今後、認知症の方や家族、また地域の方々が気軽に集える、仮称でございますけれども認知症のカフェ、こんなところの立ち上げについても関係の団体、また市民の方々の御理解等々もいただきながら進めてまいりたいと、そんな考え方でおりますので、よろしく願いをいたします。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 何か次の質問の答弁まで出てしまったようなところがありますけれども、実際、今度の27年度の予算書を見た場合に、今、部長は18床のというようなお話もありましたけれども、まず市としてこういうふうな、この部分を中心にやっていくんやというようなところが、若干見えなかったかなというような気もしておるようなところでもありますけれども、ことしの1月に、厚労省のほうから新たな新オレンジプランというのが策定されて、発表されておりますけれども、7つの柱によりまして、例えばそういうところでの、このプランの7つの柱に関することでの、やはりこれまでと違ったこの部分を、27年度は中心にやっていくんやというような点が、もしございましたら伺いしたいと思います。

実は今、認知症の早期であれば、MRIの画像によって、白い斑点のようなものが見えて、それを食事療法で治せるというような、この間のテレビでもやっておりました。

白質病変という脳の症状を見つけて、食事療法をすれば治るんだというようなことも出ておりましたけれども、その辺につきましても、取り組みに関しましてお答え願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 今、議員御指摘の新オレンジプランでございますが、この内容については幾つかの柱立てがございまして、国の方針として出されたものでございますけれども、第6期の介護保険事業計画の中にも、これに関連する施策というものを、一定程度、盛り込みをさせ

ていただいておりますというところでございます。

そこで、先ほど評価という部分と今後の展望という部分でも少し触れておりますが、先ほど来、申し上げたほか、新たに市としてどういった施策、事業を展開していくかというところについて、ポイント的に申し上げますと、まずこれは繰り返しになりますけれども、認知症に対する理解というところ、こういった市民の方々の御協力というところが非常に大切なところでございまして、先ほど申しました認知症のサポーターの養成講座等々を通じながら、さらなるそういったサポーターの拡充と申しますか、拡大に努めていきたいというところにつきましては、今後も継続して実施をしていく一つの大きな柱ではないかというふうに思っております。

それから、見守り体制という部分、これもひとつ関連をするところではございますけれども、市内の事業所との連携協定と申しますか、既に先駆的な事例も幾つか出ておりますけれども、この連携を締結するというところについては、これは協力が得られればそのような方向に持っていけるといふふうに思っておりますが、そういったところをいかに機能させていくかというところが非常に大切なことでございまして、さきにも他の議員のほうから、その辺の御指摘もいただいておりますので、郡上市に合った見守り体制の構築と申しますか、そんなところにつきましては、行政が指導する形にはなろうかというふうには思いますけれども、事業所であったり、関係団体、機関、こんなところの御理解等々もいただきながら、いわゆる実効性のあるそういった体制について、整備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、専門的なところになります、いわゆる認知症を早期に発見をして、早期に治療につなげるというところについては、専門的な機関でございまして医療分野の協力というところが、非常に大切になろうかというふうに思います。

今現在、医師会との連携の中には、医療に携わる医師は当然のことながら、介護にかかわる専門的な職員、また行政も加わりまして多職種連携による、いわゆる市域のチームと申しますか、いわゆる研究会、別名「ねこの子ネット」というふうに呼んでおりますけれども、こういったいわゆる職種を越えた取り組みというものも、現在進めさせていただいております。

やはり、そういった対象になる、もしくは疑いのある可能性のあるという方について、一番、第一線でその辺のところを把握ができるのは、例えば保健師であるとか、ケアマネジャーであるとか、それ以外、例えば民生委員さんであるとか、いろんなところが第一線で、今現在、活躍をいただいておりますので、そういった方々と、いわゆる専門的な職員、その辺との連携ということを持ちながら、今ほど御指摘をいただいたように早期に発見をして、早期に治療につなげるというところについては、大きなチームとして、場合によっては各地域、地域の単位での、今、ケア会議というものも実施をしておりますので、そういったような機会を通じながら、今ほどお話のあった医療に早くつなげるというふうなところについては、これまで以上のところで対応ができるようなシステ

ムというものの構築、そんなところを目指していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。

今、出ておりました医療と、医師との連携、本当にこれ大事なことじゃないかなと思っておりますが、実はちょっと本か何かで読んだんですけども、認知症に間違われるという、他人が勝手に認知症になってしまうような状況、そんなところがあるというようなことで、物忘れに関しても、加齢による物忘れと認知症による物忘れと、全然異なっておって、それを一般の市民から見ると、全て認知症やというようなことで、勝手にこっちに認知症になってしまうような状況があるというようなことでありますが、加齢による物忘れの場合は、ご飯は食べたけれどもメニューを忘れたとか、認知症の人は、ご飯食べたこと、食事をしたことすら早く忘れてしまつとる、そして物忘れの、加齢の人は物忘れの自覚があるんやけれども、認知症の人にはその物忘れという、全て、その自覚すらないというようなことでありますし、加齢の人はものがなくなった場合は自分で探すという行動を起こすんですが、認知症の人は誰がとった、かれがとった、よくテレビでもやりおりますが、姑が若嫁さんを、あれがとった、これがとった、そして他人を責めるというような、他人のせいにするようなところがあるようでありますし、またもう一つ、加齢による場合は日常生活へのその支障はないと、けれども認知症の場合は、その日常の生活にも支障が出てくるというようなことであります。そんなようないろいろとその状況が違うんですけども、一般の知らん人を見て、年寄り、ある程度の年齢の人やと、あれ、認知症がかかったというようなことで、さっぱり正常な人でも認知症になってしまうようなということがありますので、その辺は本当によく理解をしていかな、地域住民も理解をしていかないかんところではないかなと思っておりますけれども、認知症という言葉からすると、今も言いましたように全て高齢者というような発想にもなりますけれども、厚生労働省の発表の調査の結果の中からでも、やはり若年性認知症というような言葉もありまして、18歳、はや、既に18歳からその認知症の症状が出る場合があるというようなことでありますけれども、郡上市におきましても、先ほど64歳以下で1%の、そういう症状をお持ちの方がいるというようなことでありますけれども、その若年性認知症の方への支援策と早期対応が大切であろうというふうに思っております。

やはり、どちらかという働き盛りの年齢層においては、次の日から食っていけんようなというようなことも起きてきますので、雇用の場にありますとか、就労支援でありますとか、そういうような生活面での支援も大事であろうというようなことも言われておりますが、郡上市としまして、取り組み支援策をどのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 若年性認知症の御質問をいただきました。

議員御承知のとおり、若年性認知症は、高齢で発症する認知症とは異なるさまざまな社会的、また家庭的問題を引き起こすというようなところで、今もお示しがあったように職場で働く同僚であるとか産業医などが、できるだけ早い時期に発見をして、原因となるさまざまな疾患に応じた適切な援助につなげていくというところが、非常に肝要であるというふうに思っております。

そこで、若年性の認知症とはというところで、これ、もう御承知のとおりでございますが、18歳から64歳以下の方が発症するという一つの疾病でございます。

そこで、郡上市のまず状況でございますけれども、18歳から64歳以下という一つの国の定義の中で、市が今現在、把握しておりますところは、保健師やケアマネジャーが調査等々によって、実際、今把握しておりますのは10人というところが状況でございます。

内訳といたしましては、男性が4人、女性が6人というところで、この方々の年齢別でございますけれども、40歳から50歳代が2名、お二人でございます。

それから、64歳以下が8人と、このうち6人の方については、介護保険サービスを現在、利用しておみえになるという状況でございます。

こういった現状を踏まえながら、市としての支援策でございますけれども、保健師との相談におきましては、若年性認知症の支援のためのハンドブックというものを活用しながら、医療や適切なサービスにつなぐとともに、より専門的な相談につきましては、若年性認知症コールセンターという、そういった専門の機関がございまして、そちらのほうを御紹介するというような事例もございます。

そして、40歳未満の若年性認知症の方につきましては、障がい者の総合支援法に基づく生活訓練であったり、就労支援などの、いわゆる障害福祉サービス、そういったようなサービスが提供できるということのほか、医療費の助成制度、これは一定の要件というものがございまして、そういった利用も可能でございます。

若年性認知症でございますけれども、先ほど申しましたように早期の発見、早期の対応が非常に重要であるということから、今後におきましても広報誌等の媒体を通じながら、先ほど申しました相談窓口の周知、そういったところに努めるということのほか、認知症高齢者と、これ同様でございますけれども、先ほど申しました認知症の初期集中支援チームであったり、認知症地域支援推進員、こういったような新たなチーム、もしくは体制を整えながら関係機関との調整、これは今後の課題ということになりますけれども、進めてまいりたいというふうに思っております。

また、若年性認知症の原因疾患でございますけれども、議員御承知かと思っておりますけれども、脳血管性認知症、またアルツハイマー病というようなものがございまして、その原因の一つに、やはり

生活習慣病が起因しておるといふようなところもございますので、今、市が重点として進めております特定検診であるとか、75歳以上の方に受診をいただいております「ぎふ・すこやか健診」、こういった受診勧奨につきましても、今後、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 今、本当に生活習慣病が、この認知症に大きな要因を示しておるといふようなこともありましたので、やはりこれというものは、認知症という、どういう病気なんやと、どういう状況から発症するんやというように、その辺よく啓発をしていく必要があろうかと思っております。

また、部長の答弁の中でも、多業種連携によるというようにもございましたが、これ本当に全庁的な取り組みとして、この認知症への支援等をしていかないかんことだと思っておりますが、最後に市長、時間もないわけでございますけれども、はや18歳からなんて、若年層でもこんだけ、10人というように方が発症されておるといふような状況を踏まえられまして、市長としての考えを、認知症に対する、一言お伺いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 渡辺議員が御指摘になりましたように、今、郡上市の人口減少というように問題、大きな問題であります。そうした数の問題とともに、やはり市民が健康で健やかな生活を送れるということが大事でありまして、そういうものの一つの大きな問題が、この認知症の問題であるというふうに思います。

先ほどから、部長が申し上げておりますように、我々は、まず、幸いにしてまだ認知症にかかっていない人はできるだけかからないようにするにはどうしたらいいかと、生活習慣であるとか、いろんな日ごろの取り組みと、健康管理というようにものを大切にしなければいけないと思っておりますし、それから既にたくさんの方が認知症にかかっておられるわけですから、そうした方への理解、接し方、そしてまたそうした方々を介護しておられる方の支援といったようなこと、いずれにしろ非常に若年性の認知症も含めて、郡上市のこれからにとって大きな課題であるというふうに思いますので、しっかり対応をしてまいりたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。

今、介護というように市長の言葉の中にもありましたけれども、これはいつもかも、こういうマークばかり提案するんですが、静岡が認知症の介護者、介護中というこんなマークをつくっ

て、何かいろいろと買い物なんかへ行かれた場合でも、女性物の下着なんかを男性が買っていると、いろいろと不審がられて見られるというようなこともある。

それで、こういうようにマークをつけてというようなこともあるようでございますので、またこの辺につきましても、御検討願いたいというふうに思っております。どうもありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で渡辺友三君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時54分)

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時06分)

---

#### ◇ 山 川 直 保 君

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は以下3点につきまして、執行部の御所見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願います。

1つ目といたしましては、冬季の停電ゼロを目指す施策についてということです。

2つ目は、人口減少問題への対応策について。

そして3つ目は、スポーツアスリートの育成についてであります。

さて、1つ目の冬季の停電ゼロを目指す施策についてお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、ことしも早いもので3月下旬になりまして、本市の南部地域ではもう春が訪れようとしております。

そして、北部地方ではまだまだ積雪が1メートル以上のところもあります。ことしのこの暖かさで、雪の量が減ってきておりますけれども、春が待たれるところでもあります。

さて、今シーズンの冬季を振り返ってみますと、昨年12月の17日から降り始めました大雪によりまして、樹木に積もった雪の原因によりまして倒木が相次ぎまして、そして道路沿いを中心とした重要なライフラインであります電線に被害が及び、倒木が起因する停電が多く発生をいたしましたことは、皆様、御承知のことと思っております。

特に、この冬の市内の停電は、平成14年の冬の大停電以来でありまして、市内では延べ4,180戸の停電が起きました。これは石徹白地区を除くものでございますけれども、そしてその最長停電時

間は八幡町の入間で27時間、そして高鷲町の鮎立地区の一部で9時間にも及ぶ停電がございました。

こうした大規模な停電が発生いたしますと、まず住民の方々は市役所、そして中部電力などに電話をかけられます。

電力会社の営業所には、365日、当直の方が見えまして、そうした電話対応を受けて配電係へ連絡し、そして技術のサービス係の方に迅速に伝えまして、中電の本社の社員または協力会社の出動を得て、停電の復旧に昼夜問わず当たられております。

そうしたことで、任務に当たられてみえます電力会社関係各位に、その御労苦に対しまして敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そこで、当然のことながら停電した家庭では、まず暖房器具が使えなくなると同時に井戸を使用している方や、そしてポンプによって家庭内に水を回されている家庭では水も出なくなります。

そして、テレビやラジオからといった気象情報を初め、また道路情報も入りづらくなります。

加えて、携帯電話の基地局などのバッテリーも機能しなくなったり、停電先の住民の方々は、不便どころか、不安とともに身の危険にも及びかねない状況になると思います。

なお、長時間の停電ですと、水道の配管が凍結したりして、後にそれがまた破裂する、そういった停電解除後においても損害を及ぼすこともしばしばあります。

そこでお伺いいたしますが、大雪による長時間の停電などの緊急時に、高齢者世帯、また独居世帯への迅速な安否の確認体制及び安全確保並びに救援体制が、まだまだ不十分でないかと思われませんがいかがでしょうか。

また、市内に住所を有していない別荘の居住者などの把握と、そのまた安否も必要と考えますが所見をお伺いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 昨年の12月17日からの大雪で、非常に多くの停電等があったということで2点ほどの御質問をいただきました。

市では、このときにとった対応でございます。特に情報収集、また電力会社との連絡調整、また市民周知をまずは行ったと、それと長時間停電したところにおいては避難所を開設してございます。

そこでは、発電機とか燃料等々を持ち込んだと。さらにはその上に、職員も、全体で14名が徹夜で対応を行っておった状況でございます。

そこで、該当地区のひとり暮らしの方とか、また高齢者の皆様、また高齢者世帯の皆様の要配慮者に関して、やはり自治会長さん、また地区長さんとか民生委員さんに連絡をとって、電話とか訪問をしていただいたというようなことで、安否確認を行っておったという状況でございます。

そのほかにも居宅介護支援事業所とか、また在宅サービス提供事業所などでも、利用者の状況確

認等を行っておったという状況でございます。

このような停電時において、高齢者世帯等の要配慮者について安否確認なども行った中で、特に今後、一層その辺の自治会長さんとか地区長さん、また民生委員さんと一層の連携の強化を図っていかなければならないなというふうに痛感してございます。

それと、今後、迅速な安否確認などに取り組んでいきたいなというふうに考えております。

それと、もう一点の別荘の関係でございます。

別荘は、今、市のほうで約2,600棟ぐらい市内にあるのではないかとというふうに把握してございます。

特に、高鷲町地内においては、管理会社が管理している別荘が約1,900棟ぐらい、それとまた管理会社以外の物件、ここが約500棟前後で、合計2,400棟ぐらいが推計されてございます。

特に別荘の方は、自治会にも加入されていないというような状況の中で、実態が十分把握されていないような現状でございます。

やはり、災害時の情報伝達とか安否確認については、管理会社の方、また不動産会社の方の協力が必要になってくるというふうに考えてございます。

そこで、注意喚起とか、またその情報を記載した文書等を戸別に配布するようなことも検討していきたいなど。先般、昨年12月31日に落雪事故がございました。

そのときも、1月に入って、市のほうとして管理会社等も含めながら、このようなものを配布させていただいたということで、やはりより有効な手段を、今後、検討していきたいというふうに考えてございます。

#### (1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） ただいまの答弁お聞きしまして、それがしっかりと履行されれば安心かなと思いました。

ただ一つ、独居世帯とかそういうところがふえていくことは、もうこれはわかり切ったことでありまして、通常の電源を使わないストーブなどのストックの数を、振興事務所とも一回調べられて、そういうのを置いておくべきやなどということは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、一つの感想ですけど、申し上げたいと思えますけれども、この冬の停電のときに、独居老人の住民の方から聞いた言葉なんですけれども、「本当に、冬場の停電のときは本当に寒いし、つらいし、そやけど自然のことやで、こういうところに住んどるんやで我慢するんや」ということを言っておりました。

私、本当に久しぶりに、本当の心境の「我慢」という言葉を聞いたわけですけども、そして老



人の方が「ここに住んどるで」という言葉も、一つ印象に残っております。

「ここに住んでおるで」ということは、まさにこの郡上のことだと言われると、これではいけないということを私は思いました。これ、絶対に停電ゼロの郡上をつくらなければいけないということをおもいました。

また、余談になりますけど、ことしに入ってからテレビでしたけれども、イチロー選手が少年野球の指導のために、イチロー杯のために帰国したときに、少年たちに向かって言った言葉があります。

イチロー選手がこうやって言われました。ことし、選手諸君に言える言葉としたら我慢することだということを挨拶されました。

イチロー選手いわく、みんなも大人になると自分の思うようにいかないこともたくさんあると、周りの影響で我慢をしなければならないことはたくさんあるんだということをおもわれておりました。

昨今、教育の現場でも我慢をしると、我慢しなさいというような言葉、本当に少なくなったと思えますけれども、私は我慢しなさいという言葉、行政や政治がこのような状況において、お年寄りにまで我慢しなさいということは、絶対言える言葉ではないということをおもっております。あわせて感想を述べさせていただきました。

お手元のほうに資料を、市長さん初め、数名の方にしかお渡ししておりませんが、それにお目通しをいただきたいわけですが、資料に載せております写真は、私が撮ったものでございますけれども、ほかの資料につきましては、中部電力の関営業所長様、また八幡サービスステーション所長様、また中電の職員の皆様方に御協力いただきまして策定されましたもので、御礼を申し上げたいということをおもいます。

資料の冒頭の写真6枚でございますけれども、これは昨年12月19日に高鷲町内の市道と、そして一部県道の写真を写したものでございます。

写真を見ていただきますとわかりますように、木が倒れ込んでおります。これはこもれび作戦ができないような、10メートルを超える奥からもきておる木もあるというようなことが載っておると思えますし、高圧線が一番上にあり、そして低圧線があり、そしてNTTがあり、郡上ケーブルテレビ、私たちの郡上ケーブルテレビもその保全対象だということを、しっかりとまず認識することが必要だと思えます。

その後につけております資料につきましては、停電の回数等を載せさせていただいておりますけれども、飛騨地区は別として管内、これはもう関、美濃市、山田市、加茂郡富加町もございまして、26年を見ていただきますと、倒木での停電回数が36回、倒木の原因とするものが8回、26年、これ八幡のほうを見ていただきますと、郡上市全体でのことしの停電回数は114回、そして倒木が起因するものが96回ということになっております。

その裏を見ていただきますと、平成14年、この大雪があったときはもっとさらにひどかったわけです。このときは、高鷲地区でも1週間以上の停電があった場所もございます。

延べの動員数としまして1万人以上、そして伐採をされた樹木が2,300本、ことしの26年に限って言えば367本の木を伐採をして、復旧をしておることがよくわかると思います。

その裏には停電の箇所数、場所、それが書いてありますので、またお目通しをいただきたいなどということをおもっております。

そうした中、国土強靱化が我が国でも行われておりますけれども、郡上市も市域の全ての災害に対する強靱化を図って、そして市民生活を守ることは重要な責務でありますけれども、例えば今回のような雪害、そして倒木による電線被害や停電に対しては、専門知識や、また専門技術が必要となるので、電力会社に任せることが多くございますけれども、冬季前にその予防策を徹底的に行っておくことは、行政の大きな役割と責任であるということを考えます。

そこで、お伺いしますが、平成27年度におきまして、ライフライン、保全対策事業予算が電力会社2分の1、そして県と市が4分の1ずつで322万4,000円計上されまして、また積雪による倒木等が起因する停電対策をされておりますけれども、沿道林修景整備事業の1,000万円と合わせて合計1,322万4,000円であります。

この予算規模で市内全域の、特に積雪の多い地域の倒木危険箇所の保全または整備を、冬前に全て成し得ることができるかと思いますが、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、私のほうがライフラインの関係を説明、回答させていただきます。

まず、このライフラインは、ことし1月に、県のほうから御提案ございました。

そこで、目的としては、やはり停電の発生や道路網の寸断と、また孤立集落の発生、断水の発生などの被害を防ぐことを目的としておるということが重要なことでございます。

そこで、今、議員言われましたように、この財源においては県4分の1、市町村4分の1、電力会社4分の2というようなことでございます。

そこで、今回の予算額においては、補助金ベースで県のほう400万円ということでございます。

そこで、倒木箇所数を踏まえた伐採費用をもとに積算がされているために、県全体に占める本市の今回の倒木の割合、その基準の中で事業費を見込んでおると、算定しておるということでございます。

この事業は特に事業を実施しようとする場合、立木の所有者の理解が非常に大事なことかなというふうに思っております。やはりその理解がなければ、進捗ができないというようなことで、自治会や地区単位で取りまとめていただきたいというふうに、御協力をいただきたいというふうに考えてございます。

それで、やはりこの事業の実施状況を見ながら、必要に応じて補助金枠の拡大を県に要望はしていきたいなど、今年度の今の事業で全部の箇所の整備を実施することは到底できません。できませんので、やはり実施状況を見ながら進めていきたいというふうに思っております。

今後の予定としては、自治会等への説明を行って要望箇所の集約をしていきたいと、その中でも停電箇所の状況を踏まえながら、箇所の決定もしていきたいという状況でございます。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 沿道林修景事業につきましては、合併以前から各市町村で対応されたところもございますけれども、合併以後、ずっとこれ継続事業として進めております。

これで平成26年度につきましては、13地区で約3,720メートル、木の伐採については2,200本ほどを処理しておりますけれども、この予算につきましては、当初1,000万円を計上しておりましたけれども、やはり各地域からの追加要望が多かったものですから、議会のほうで補正を認めていただきまして、800万円を増額して、26年度は1,800万円という予算でやってきております。

それで来年度におきましても、当初予算につきましては1,000万円を計上させていただいておりますけれども、やはりこの要望箇所等の状況により、また追加補正等をお認めいただいた上で進んでいきたいというふうに思っておりますし、やはり総務部長が言いましたように、山林所有者の理解と同意が必須でございますので、その辺も今のこのライフラインの保全対象事業と同種の仕事内容でございますので、調整をしながら進めていきたいというふうに思っておりますのでお願いいたします。

（1番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 今の答弁をお聞きしまして、必要に応じてその補正とか、前向きに考えていくというような答弁もいただきましたし、また立木の伐採の際に住民の理解が必要とお聞きしました。もちろんのことだということを思っております。

私、この事業には伐採経費のほかに、加えて現地をしっかりと把握するという作業、その調査、その調査費にもお金がかかるのではないかなということを思っております。

昨年は3,000メートル強を整備されたということでしたけれども、この辺がなぜお金がかかるかという、もうちょっと理屈を申し上げたいと思います。

特別高圧線、これ送電線は除きます高圧線というものは、延長、市内で950キロメートルございます。低圧線もダブってかかっているところもありますが790キロ、物すごい長さです。

その全部調査して危険木、それを調べ上げると、そしてまた地主から理解を得るといったことは、大変な作業だということを思っております。

そうした線の中にも共用しましてNTT、そして本市のケーブルテレビの線もあるわけござい

ますから、人任せというわけにはならないということを思っております。これには、かなりな真剣な取り組みを望みたいということを思います。

次の質問に移りたいと思います。

ここに、そこのお手元に置きましたけれども、中部電力の「ヒューマンエナジー」という社内報をコピーし、置かさせていただいております。

題目としましては、「写真で見る雪害復旧、中部電力グループの総力を挙げ、懸命に復旧作業に当たる」と題した号外でございます。この号外版には、この冬の雪害復旧作業の大変な様子の写真が多く載せてあります。

また、12月の雪害では、実に県内で延べ8,045人の動員を行い、昼夜問わずの懸命の作業であったことが記されております。

これは中部電力の幹部の方のお話で、少し聞いていただきたいのですが、こうした環境で、しかも危険な高所での伐採や大量の倒木伐採、そして除去作業がある場合、またそれに加えて道路の除雪を同時に行わなければならない場合など、現場としては非常に大変なことであり、こうした除雪作業、伐採作業というものがなかなか追いつかずに、早期の復旧の妨げになっている、これが現状であるということをおっしゃっていただきました。

そこで、本市ができることは、何ができるかということを考えていただきたいと思います。

本市は建設業協会、そして森林組合としっかりと提携をして、それと先行して除雪、伐採作業を迅速に行っていく、それに対しましては、中部電力も一緒に段取りが必要だということを思っております。

そういう協力をするのが、市ができる一番大事なことだということを思っております。

そこで、お伺いしたいわけですが、積雪、特に積雪の場合で想定されるあらゆる災害に対処するために、本市は電力会社やそして建設業協会、そして森林組合などと積雪に対する災害協定を結ばれる必要性をどのようにお考えか。

また、その用意はあるかをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今、お示しになった資料にもありますように、中部電力さん、あるいはまた本市の場合は、石徹白は北陸電力ですが、こういう電力会社さんが、こういう場合に本当に総力を挙げて取り組んでおられますことに対しましては、私もありがたいことだというふうに思っております。

今のお話で、私ども市のほうも、まず停電等起こりますと、どこで停電が起きているのかというようなことの特定の場所であるとか、あるいはそこへ、復旧のために現場へ赴かなければいけないというようなこともございますので、その辺は緊密に除雪等、現場まで行けるような形のサポート

を、しっかりこれまでもやってきておるわけでございます。

また、建設業協会とは、雪害に限りませんが、既に災害協定を結んでいろいろやっておるところでございますし、また森林組合も、これは市とではございませんが、県と県内の各森林組合長会ということで、こういう、一旦、災害が起きた場合の応援協定が既に結ばれているということでございます。

そういうことで、それぞれの立場において、それぞれ個々的には協定が結ばれておりますが、特に山川議員が御指摘のように、今回のような雪害による、特に停電対策等の場合、市内のただいま上げられましたような4者がどのような助け合い、サポートができるかということについては、ぜひ中部電力さんのやはり御意向等も聞きながら、しっかり検討してまいりたいというふうに思っております。

私どもがお伺いしている中では、現在の八幡サービスステーションでのお話では、現在のところは直接この停電箇所での作業等については、ちょっとやや特殊な作業でもあり、森林組合に直接応援を求めているということではないと、現在はですね、ということのようにお伺いしておりますが、しかしそういう、かなり、もちろん作業の質的な問題もございますが、対応箇所が一時期にどっとうあるというようなこともあると思いますので、御提言のようなことが、これからのこういう停電対策、応急措置の対策あるいはまた先ほどお話がありましたように、例えば夏場にあらかじめいろんな支障木を除去しておくというような作業における、例えば森林組合なんかの支援というものも必要がある場合があるかと思っておりますので、十分、関係者で協議をしてまいりたいというふうに思います。

(1番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 私の聞くとところでも、こうした業界の方々の幹部でも同じような意見を申されておりました。

そして、このパワーラインの近くの伐採というものは通常の伐採と違いまして、そちら側へは倒したらいかんということで、特にももちろん伐採技術も必要ですし、時によってはクレーンなども必要ということで、経費のかかるもので、なかなか1反幾らというような伐採の金にはならないということをお思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、このことについてはやはり今回の災害、飛騨地区でも本当に甚大な被害をもたらしましたけれども、本市としては、今後、他市よりもう絶対にこのことの対策が劣ることのないように十分な策を講じていただきたい。

そして、ぜひとも停電ゼロのまち、郡上をしっかりと目指すという、そうした柱を立てていただきたいということをお願いをしておきます。

次に、人口減少問題の対策についての質問をさせていただきます。

通告いたしましたとおりのものを読み上げさせていただきますけれども、新年度の施政方針における人口減少問題の策として、5つの重点的な取り組みを示されたところでありますけれども、その取り組みが短期的な策から長期的な策に分けられることは理解しながらも、そのうち産業振興と雇用対策は、特に人口減少対策として即効性が高い策であると思います。

同時に、市内の各地域の産業構造の違いや季節的な就労環境が多い地域があることを踏まえまして、そうした地域の持つ特色ある既存の産業の振興を重点的に推進していくことこそが、季節的に流入して増大します若年生産人口をとどめ置く効果につながるのではないのでしょうか。

つまり、通年型雇用であります企業誘致策以外で、若年齢層の人口増加を我が市が狙うのであれば、冬季に就労を求めて市内に移住する若者を引き続き雇用ができるよう、その形に合った春から秋にかけての職種でありますグリーンシーズンの観光、これを主軸といたしまして農業で言えば、イチゴ、トマト、そして花木栽培などの既存産業で、若い女性や男性も興味を持てる、そうした職場づくりを進めることが大切じゃないのでしょうか。

雇用機会を推進していくということにつきまして、所見をお伺いしたいと思います。

あわせて、その対象となる人たちの居住に関して、どのような策をお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） これから郡上市の人口問題に対応していく、そして特にまた若い人たちに郡上に住んでもらうということのために提起された視点は、極めて私は大切なことだというふう思っております。

私もかねてから、例えば高鷲では、例えば大根農家におかれましても、かなりの数の外国人の方に来ていただいているというような話を聞きますと、片一方、冬には随分たくさん若い人たちが来られて、いろんなスキー場の仕事をされたり、そういうことであるわけですので、そういう人たちとうまく何か、そういう人たちが、通年、郡上で住めるようなマッチングといいますか、そういうことができないものかということ常々思っておりました。まさに、その同じような考え方で御提言だと思います。

よく農業をやっていく場合とか、あるいは地域で若い人たちが田園回帰とか、いろんな形で住みついていこうとする場合に、農業だけではなかなか暮らしの糧を十分に得ることができないということで、よく半農半Xという、半分農業、そして半分は何かしらほかのものというX、アルファベットのXですが、そういうライフスタイルというものが、一つの地方における若い人たちの生活スタイルというもので求められているということをよく聞きます。

それと同じようなことで、例えばぜひとも郡上でスキー、スノーボードがやりたいと、そのため

にはスキー場でアルバイトといたしますか、仕事をしながら冬期間はおりたいと、そしてさらにそれが高じて、できるなら郡上で住みたいというような方を、何とかやはり他のシーズンにおける生活の糧をどういうふうに求めてもらって、定住者として住んでもらうかということは、大きな課題だというふうに思いますので、いろんな調査等もしなければいけないと思います。

これは当事者のいろんな意向というようなものを、やはり調査をしながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

それからもう一つ、今、スキー場自身もホワイトシーズンに次ぐグリーンシーズンにおいて、いかに通年雇用という形で確保していくかと、固定的に雇用している人の有効活用といたしますか、そういうものも含めてということがありますので、また、当然、高鷲においてもいろんな形でスキーシーズン以外の「ゆり園」であるとか、いろんな形で、例えばそれが一つの例ですが、いろんな意味で夏場のやはりビジネスというものを、どういうふうに関拓していくかということも大きな課題だというふうに思っていますので、特にスキー場の経営者、CEOの会議なんかもありますので、そういったところでもこういう問題意識というものをやはり申し上げて、また御協力も得ていきたいというふうに思っています。

それから、そういう場合に若い人たちが住む住まいというのは、確かに御指摘のように問題なんですけど、これもやはり若い人たちの好みというものに合うように、どんな形で住居が提供できるかと、中にはいわゆる田舎の空き家とか、そういうようなものを改造してもらえれば、そういうところへ住みたいという人もいるかもしれませんし、そうでない人もおるかもしれません。

そういう中で、確かに冬場のそういったたくさんの雇用者を一時的に宿泊してもらっている、そういうスキー場が持つておられる宿泊施設の夏場等における活用ということもあろうかと思いますが、一部お聞きをしたところによりますと、現在ある、どうしてもスキー場のそういう寮というようなものは冬用につくってあって、夏用に居住施設として使おうとすると、かなりの例えば空調であるとか、いろんな形でやはり手を加える必要もあるということをおっしゃっておられる方もあるようでございますので、いずれにしろ、非常に御提案されたことは私は大事な視点だと思っておりますので、いろいろと関係者と協議をして、何とか若い人たちに通年で郡上に住んでもらえるような、そういう方策というのは、やはり積極的に進めていくべきものだというふうに思っています。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 答弁、ありがとうございました。

今の答弁の中で調査が必要ということとか、田園回帰ということもございました。

田園回帰に関しましては、農水省がそうした若者の I ターンの調査を行っておりまして、統計、この机に置いてありますけれども、そうしたものがありますので、そういったところ、調査を見な

から施策を打つことも大切だということを思いました。

これは私の調査ですけれども、高鷲町内ですと男女合わせて155名の方々が、冬、来ております。男性と女性数はほぼ同数ですけれども、平均年齢は男性が27歳、女性が28歳ということであります。

この155名のうちに台湾人の方が3名、そして韓国人の方が16名見えますけれども、全員、ワーキングホリデーで来られておまして、1年間のビザなしでということですが、こういう方、聞いてみると、これ派遣会社に聞いてみますと、やはり就労ビザ、企業との雇用契約をした就労ビザに切りかえたいというような、大変優秀な意欲のある人たちも多いということを聞いております。

また、このほか日本人の若者のIターンの可能性とか希望については、希望先については、やはり郡上市で働きたいという就労意欲の調査を、もう結構、まちへ出てきかけてますけれども、今シーズンはチャンス逃したかなと思いますけれども、そういう調査を行うことが非常に大切ではないかなということを思っておりますし、Iターンの奨励制度、そしてもしくはそういう方が住むときの固定資産税とか、家主のですね、そういうこともまた考えられていく、軽減を考えられるといいかと思います。

市長の今の答弁の中で、スキー場のお話が出ましたけれども、春から秋にかけてほとんど、そこを使っておらないところがございます。高鷲のそういった寮でも、個室でも100戸以上というものが夏場はあいておる状況であります。

そうした派遣の子たちの意見の中では、やはり空き家のようなものには住みたくないということも言われておるそうです。ある程度、プライベートが保たれたいということでございます。

ある某スキー場の役員の方に聞きましたら、もしもそういった提案があれば、郡上市からどんどんしていただきたいと、できる限りそれに応えていきたいということを申されておりましたので、お伝えをしておきたいと思っております。

最後の質問になりました。

3つ上げておりますけれども、時間がございませんので、これは委員会のときにかなり議論させていただいたことですので、教育長、もしくは市長にお答えをいただきたいと思っております。

3番目の問いでございます。1番、2番は割愛させていただきます。

スポーツアスリートの育成ということは非常に大切でございます。

今週も平岡選手が来て、ボード教室などを子どもたちにしていただいたり、そしてある一般のプロ選手にも対応したようなレッスンもあります。

そうした方々が親善大使に選ばれて、我が市のことを本当によく考えていただいていることは、本当にありがたいことだと思っております。

そこまでいかなくとも、そうした選手が郡上市から誕生することを私も願っておりますけれども、市民の皆様方からもそうした声がたくさんございます。



そうしたことにつきまして、郡上の強化種目のスキー、そして剣道もつけ加えていただいたところでございますけれども、その予算もまた確保していただきたいと思っておりますけれども、やはり指導ということに関して、この3番目ですけど、市内の中にもこうした強化種目の中でオリンピックでも入賞された方、そして国体でも優勝された方、そして現に全日本スキー連盟のコーチとして、これは本当に安い賃金とお聞きしておりますけれども、全国のナショナルチームを教えるために指導されている方も見えます。

そうした方々が、郡上市がある程度そういうことを見ることによって、専属のコーチとして迎えることはできないかということを考えております。

特に、本市とも縁の深い北海道の下川町などでは、教育委員会にそうした専属の方を入れて、夏も冬もそうしたトレーニング、強化選手のトレーニング、そしてそのトレーニングのメニューづくり、そしてみずからそうした合宿を組んで、見に行くなりされております。

何百万円もかかっておる人件費だということを思っておりますけれども、郡上市はそうした方々を、素晴らしい方を専属のコーチとして、今じゃなくても将来、迎え入れるお気持ちがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市におきましては、いろんな形でスポーツの指導というようなものに当たっていただいている方が、スポーツ推進指導員であるとか、あるいはまた学校の先生であるとか、いろいろあるわけでございますが、ただいま御提言があったような非常に国際的な場での実績のある方、あるいは全国的な場での実績のあるすぐれたアスリートというような方がいらっしゃるということは、私どもも承知をいたしております。

そういう方に専属でということですが、この専属ということの意味もどのような意味か、いわゆる市の職員として、あるいは準職員のような形でお迎えをして、非常に濃密な指導をしてもらったかどうかという御提言かとも思いますが、それぞれの方が現在どのような生活設計をしておられて、そうしたことをお願いした場合に、具体的にどのように対応していただけるかというような、また個々の問題もあると思っておりますので、いろいろとそういった方々を、私どもが承知をしていない分については紹介もしていただいて、一つの郡上市におけるスポーツの強化の方策として、研究、検討をさせていただきたいと思っております。

（1番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 教育におけるスポーツの振興ということで、非常に大切なことだと思います。

それとまた、郡上市の産業でありますウインタースポーツ、観光連盟が高々と上げております、スキー・ボード王国郡上ということで、しっかりとそのことにつきまして、力を将来も入れるべき

ということを思っております。

そうした関係者の声もたくさんございますので、どうぞ今後ともその振興策につきまして、もっともっと議論して、それを充実させていけることに期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で山川直保君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時47分)

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 清 水 正 照 君

○議長（尾村忠雄君） 11番 清水正照君の質問を許可いたします。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

あれもこれもと大変多く質問事項を準備しておりますが、途中で質問できない事項が出てくるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

初めに、国が進めている地方創生を活かした「持続可能性都市」を目指す取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

計画策定とか事業推進にかかわる、やはり市民のかかわりについてまず最初にお聞きをいたしたいというふうに思います。

広報郡上3月号に、「郡上魂!!『なにくそ』、『おかげさま』の精神で、『持続可能性都市』をめざす」と題して、本市のこれまでの人口推移や将来人口推計についての記載がされ、人口減少の克服のための取り組みに向けて市民の皆さんとともにこの状況を打開し、本市の目指すべき姿に向けて総力を挙げて取り組んでいくといった市の姿勢が示されております。

本市は、いち早く人口減少問題に対応するため、安心して子育てができるよう、結婚支援であるとか妊娠から育児の支援、また乳幼児から18歳までの医療費の助成など、日本一住みたいまち、子育てしやすいまちを実現すると宣言をされて、安心して子育てができる環境づくりなど、人口減少問題に対応する取り組みが進められております。

地方創生に向けた国の方針には、従来の国による画一的な手法や縦割りの支援ではなく、各地域

の実態にあった施策を支援するとともに、各地域は客観的なデータに基づき、実情分析や将来予測を行い、地方版総合計画を策定し、戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備するといったことが求められております。

計画策定について、さきの全員協議会でもお話がありましたが、本年10月を予定されております。限られた日程の中で、庁外の組織として民間委員の参画による地方創生推進会議を設置し、現在、総合計画策定のために開催されております郡上みらい会議を総合戦略市民会議と位置づけ、庁外からの意見の徴収、また計画への反映を予定されております。

市民の皆さんがこの計画にどのようにかわり、そのうち施策をどのように実行していくか、実施していくか、これは市民の皆さんとともに地域を元気にする取り組み、こういったことが今後重要になるのではないかなということを思います。

今後の取り組みについて、市長公室長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、地方創生等のこの計画策定にかかわる市民の皆様の意見の聴取、あるいは反映ということにつきまして考え方を申し上げたいと思います。

今般の地方創生にかかりますこの人口減少対策につきましては、市の総力を挙げて取り組むべき大きな事柄であるというふうに思っております。ちょうど3月号に、市の広報ですけれども、人口減少に係る特殊記事を載せさせていただきましたけれども、このほか、ふれあい懇談会でありますとか、さまざまな場면을捉えて市民の皆さんに積極的にそうした実情をお知らせし、情報共有を目指しているところであります。

市としての施策推進、あるいは関係団体の取り組みはもとより、市民一人一人が人口問題に向き合い、将来に向けて考え、行動を起こしていただくことが重要であるというふうに考えております。

そのため、地方版総合戦略の策定や取り組みの推進におけるさまざまな場面において、市政の主役であり、また住民自治の主人公であります市民力を発揮していただけるような仕組みづくりに精いっぱい配意していきたいというふうにして考えております。

総合戦略につきましては、ことしの9月ぐらいにはまとめて、28年度以降の展開に期していきたいと思っておりますけれども、新年度早々に地方創生推進会議を設置する予定でおります。委員の選任に当たりましては、これ今この産官学金労言と、産官学に加えて金融の立場、あるいは働く皆さん、さらにはマスコミ等、そういった方々の御意見も含めてというふうになっておりますが、産業振興、あるいは雇用、移住促進、また子育て、地域づくりなど、総合戦略に非常にかかわりの深い、現場感を持った民間の委員の方に就任をしていただいて、官民共同の政策議論の場として運営をしていきたいと考えております。

お話のありました未来会議ですけれども、市民協働センターのノウハウとネットワークもお借りしながら、これまで3回実施してまいりましたけれども、これは第2次総合計画策定に向けての原案をつくる起草委員のさらにその前の段階で市民の御意見を集めていこうと、そういう趣旨で行っておりますけれども、ちょうどこの第2次総合計画の策定と27年度はダブってきますので、そういうことにつきましては、未来会議において総合戦略市民会議ということで、そのどちらにもかかわっていただけるような、いただけるような性格を相兼ねて、そして運営をしたいというふうに考えております。

また、昨年発足をしました地域協議会ですけれども、先月ちょうど正副会長によります調整会議を開きました。そこで地方創生の話も十分させていただいたわけですが、そこにおきましても、現場を持った約140人の委員の皆さんがお見えですから、その耳とまたお知恵と、そして発想を十分取り込んで、さらに同時に地域ごとに皆さんの主体的な事業展開ということをしていただきたいと考えております。

3月補正で追加で上程しました予算の中に、実は夢論文募集事業というのを盛り込んでおりますけれども、子どもたちから大人まで、しかも大人の場合は内外ですね、郡上をどうしたら2040年に我々として理想とするような、それに近づいていけるような地域にできるかというふうな夢論文を募集しようと、こういうことで委員会以外で広く子どもたちから大人まで、あるいは市外の郡上出身の方、そういう方も含めて郡上への提言を募っていききたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、今の石徹白の取り組みであります、テレワークもそうですけれども、事業展開に当たりまして、特に市民協働型で、皆さんの中に主体的に取り組んでいただけるようなグループと、早くから企画をともに練り上げて、そして協働型で実行をしていくと、市民皆さんと市がタッグを組んで事業展開を進めるというふうな成果を目指していきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。今、市民が主役と、やはり行政の取り組み、今後の取り組みについての姿勢と言いますか、そういったものを示していただきました。こういった地方創生、やはりそこに住む人たちが主役だろうと思っておりますので、十分配慮した取り組みをしていただければということを思います。

これはまた行政側の立場というような中で、専門部署の設置についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

全員協議会での本市の人口ビジョン、または総合戦略の策定について、計画の位置づけであると

か策定体制であるとか、今後のスケジュール案ということで示されておりますし、やはり今ほど市長公室長からお話がありましたような形での進行になってくるのかなということを思います。

国が示す総合戦略の中に、政策の企画実行に当たっての基本方針には、従来の政策の検証として各府省庁、また制度ごとの縦割りの構造であるとか、地域特性を考慮しない全国一律の手法であるとか、効果検証を伴わないばらまきであるとか、地域に浸透しない表面的な施策であるとか、短期的な成果を求める施策であるとか、こういった5項目の検証項目を掲げられております。

地方創生に向けた政策の5原則としては、自立性であるとか将来性、また地域性、直接性、結果重視といった5つの政策原則に基づいて、従来の弊害を排除して、人口減少の克服と地方創生を確実に実現することが必要ということを示されております。

以上のような観点から、国の示す総合戦略に基づき、本市の長期ビジョン、人口ビジョン、また総合戦略を、先ほど言いましたように、本年10月までには策定をというような予定を組まれておりますが、そういった策定に関しての事業を実施していくには横断的な組織として、庁内に総合戦略推進室といったような一つの室を設けて、専門の部署を設けて取り組んでいく必要があるんじゃないかなということを思います。

そういった意味合いの中でも、やはり市民にアピールと言いますか、する中でも、体制を整え、人口減少の克服と地方創生に向けた取り組みを進める必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、市長のお考えをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回の地方創生、それに基づきます総合戦略の策定等は大変大きな仕事ではありますけれども、言葉は新しい地方創生というようなことですけれども、要は郡上市というこの地域、自治体をどうしていくかという総合的な戦略というのは、常にこれまでも考えてきたことでありますし、取り組んできたところであります。

それは、名前は違いますが、総合計画の策定という作業とも大きく重なるものでありまして、それも今全庁体制で取り組んでおりますし、取り組んでいこうと思っておりますので、特別その郡上市の中の行政が国の各省庁のように縦割りで大きな壁があるとか、そういうことではなくて、これまでもやってきておりますので、市長公室に企画課というのがありますけれども、これを私は総合戦略推進室であると、前からそうだし、これからもそうでなければいけないと思っておりますので、この市長公室企画課を中心にいたしまして、郡上市の場合、各部局の縦割りの壁を余り立てないように、総合的な観点から常に職員がプロジェクトチーム等を組みながら政策を考え、推進していくということをしてまいりたいというふうに思います。

一面、やはり、国の場合はそういう各省庁非常に縦割りが強くて、そういう意味でこういう政策をしようとする、現在、まさにもちろん地方創生の担当大臣も置かれたり、職員も確かに各省庁

からえりすぐってと言いますか、選抜をして内閣府に地方創生本部が、推進本部が置かれておりますけれども、郡上市の場合は、もともとこの市長公室企画課が郡上市の総合戦略推進室であるというふうに思っておりますので、市長公室企画課を中心に今後とも全庁的にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、やはり地方と言いますか、地方の自治体が生き残るためにというような意味合いもあるかと思いますが、先がけて、いろんなことに取り組んでいただく、このことは本来そういった姿をとっていただくということが大変ありがたいなということを思います。

いろんな、今予算が、事業計画に予算が出てきておまして、いろんな事業があるわけですが、本当に、中には部署が違って一緒にこうやったほうがより効果があらわれるんじゃないかというような面も見受けられるというようなことも考えるわけですが、やはりそういったことも、後ほどの業務の適正化というようなところでも絡みがあるかと思いますが、そういった形で、やはり本当に一体的に進めていただくような体制が本当に必要ではないかなと。

やはり、今地方創生というのは、新聞の見出し等でも出てきまして、市民の皆さんはそれなりに興味を、郡上市は何をやってくれるんやろうというような、今までやってきたことについては、また何て言いますか、それはそれで置いておいて、新たに何をしてくれるんだらうというような思いで皆さん見えるのではないかなということを思いますので、そういった打ち出し方も一つの地方としてはありではないかなということを思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、「日本遺産」認定第1号を目指してというようなことで、繰り出しております総合戦略の中に一部にそんなことがありましたんで取り上げてみました。

地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、地域の歴史、街並み、文化、芸術、スポーツなどによる地域活性化を実現するために、平成27年度より新たに日本遺産として認定する仕組みを創設するなど、観光、産業資源としての魅力の向上や地域の複数の文化財を一体的に活用する取り組みを支援することがそういった戦略の中に示されております。

本市においては、地域活性化を実現するために、活用できる多くの優れた資源があるというふうに思います。関係団体と連携するなど、その活用をいち早くまとめられ、日本遺産認定第1号を目指していただきたいと思いますが、取り組み、お考えについてお伺いをいたしたいと思います。教育次長でしたか、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、日本遺産でございますが、これまでのちょっと経緯を説明さ

せていただきたいと思います。平成27年、ことしの1月19日付で文化庁から日本遺産の認定を希望する市町村の募集というのがございました。今、議員が御案内のとおり、日本遺産は地域に点在いたします有形無形の文化財をパッケージ化して、我が国の文化、伝統を語るストーリーとして認定をするという仕組みでございますが、この認定の対象でございますが、少し紹介させていただきたいと思います。文化財そのものがまず認定の対象になるわけではない。いわゆるそれらが組み合わせられましたストーリーが非常に大事だと。歴史的経緯や地域の風土に根差し、世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたストーリーであること、それからストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、建造物や遺跡、名勝地、祭りなど、地域に根差して継承、保存がなされている文化財にまつわるものが据えられていること。

それから、3番目に、単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないことというような案件がございまして、実は郡上市のほうでも1月の19日付でまいりまして、2月の2日が提出期限でございまして、県の教育委員会のほうへ提出をさせていただきました。

これにつきましては、募集の際に、今言いましたような内容からただ単に文化財を所管しておく部局だけではなくて、広く産業振興等でございますけれども、そういった部局とも十分調整をしながらこの申請をしてもらいたいということがございましたので、まず、先ほどの要件から考えまして、観光課のほうと協議をいたしまして、日本一のおどりのまち郡上、括弧といたしまして、郡上の盆踊り文化ということで提出をさせていただきました。

もちろん、その郡上おどりもございまして、それから白鳥の拝殿踊りといったような、同じ踊りでも非常に趣の違うものが2つございます。

それから、あとは郡上おどりの会場となりますところ、郡上おどりでございますと伝健地区といったようなものも結びつけられますので、そういうことで申請をさせていただきました。

認定につきましては、2020年度までに一応100件程度を見込んでおるということでございましたが、大変これは残念な報告になるんですけども、3月の11日に県の教育委員会のほうから、今回の27年度の対象、いわゆる審査案件として、その審査会にかける案件としてこの郡上市が申請いたしましたものはその対象とならなかったということで、大変残念な報告で申しわけないんですけども、こちらは、今その内容のほうを分析しておりますが、踊り、30何晩行われる、あるいは徹夜おどり、これは白鳥おどりでもございまして郡上おどりでもございまして。その非常に単なる文化財ではなくて動きのあるものということで、私どもは何とかこう上がるのではないかなといったようなことを思っておりましたが、やはりそれ自体はよく知られてしまっておると言いますか、そういうことがあったのではないかなと。これはまだ直接はずれました原因を分析しておるわけではございませんが、もう一つそのインパクトが何かないと、なかなかこの認定というのは難しいというようなことでございました。

今回はそういうことでしたが、今後は今までどおりでございますけども、関係機関とも調整をしながらもう少し中身のほうを十分吟味をいたしまして、郡上の、議員おっしゃいましたとおり、郡上の中には文化財といたしましては非常にたくさんの多種多様なものがございますので、これをもう一度組み立て直しをいたしまして、何とかインパクトのあるもの、まだ認定された案件、これから審査だそうでございますので、どこが認定、どういうものが認定されたといったようなことはまだこれからでございますが、そういうものがもし出ましたら、それを十分研究させていただいて、関係機関と調整をしながら文化財の内容、あるいはそのストーリーを考えて、また認定を目指していきたいというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 大変短い期間の中で申請をされたのかなということを思います。今の何て言いますか、その文化財、物でなくて、やはりいろんな営みと言いますか、かかわりというようなことですので、そういったこと、なかなか短期間で調べて申請というのは大変難しいというか、大変だということを思うんですけども、認定第1号を目指すなんてちょっと大きなことを言いましたけれども、やはりそういった話を聞きますと、ちょっと今の状況からいくと残念かなということを思います。やはりいろんな教育委員会だけでなしに、いろんな関係部署であるとか関係団体、またこの市民の皆さん方のかかわりも非常に大きいんじゃないかなということを思いますので、再度またしっかりしたものをつくっていただいて、申請に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次に、業務の適正化というようなことで質問をしたいと思います。

合併以来、定員適正化計画に基づきまして、職員数が削減されていく中、三位一体の改革等によりまして、国県からのいろんな移譲された事務事業、そういった業務が多くなってきているのではないかなということを思います。

本議会で提案されている来年度の事業計画には、新規事業が多く計画をされております。廃止、統合などの事業が少なく見受けられるわけですが、地方創生関連の事業が新たに追加されるなど、新規のものもあれば拡大されたものもあるというふうに思うわけですが、職員個々に見合う業務内容になっているのか、またある程度やっぱり見直していく必要もあるんじゃないかということだと思います。

平成19年でしたか、職員の人材育成基本方針というものが作成をされておりますが、そういったものを再度徹底をし、自覚を促すとともに、定員適正化計画とあわせて業務、事業の見直しを行い、職員数に合った業務の適正化を進める必要があるんじゃないかというふうに思います。

それぞれ公務員としての試験を受けられ、合格をされた方々がこうして職員としてみえるわけで



すので、それぞれ能力はお持ちの方ばかりだろうというふうに思いますが、その辺についてもあわせて市長のお考えをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。ただいま御指摘のように、郡上市合併をしまして、それぞれの町村がフルセットでこう持っていたいろんな施設のいろんな整備であるとか、また職員もどうしてもそれぞれの町村で仕事をしておっていただいた職員の皆さんの数が一つの市ということになりますと、ある程度、特に管理部門等においてはそれまでほどは要らないという問題も出てきます。

現場は、少し事情が違いますが、そういうことで、財政的な問題もあり、これまでかなり職員数を定員適正化計画に基づいて削減をしてみました。そういうことで、大変職員の皆さんには苦勞をかけているというふうに思いますが、もう一つ今、職員の皆さんが非常に苦勞をしているのは、そういう地方分権、あるいは権限移譲というようなことの中から、従来、一定のマニュアルなりによって、今は処理をしておれば間違いなかったというような仕事から、仕事の質がまず地方で自分で考えなさいとか、あるいは今まで携わっていなかったような事務が県から権限移譲ということできて、非常に専門的知識を要するというような、そういうところで苦勞をしてもらっているというふうに思います。

また一方、今人口が減り、そうして職員数も減る中で、地域のいろんな行事とかそういうものにもどうしてもやはり市役所の職員がそれぞれの地域に返って、土日のイベントとかそういうものに対して、時間外ですけれども、やはり勤務をしてもらわなければいけないというようなこともあって、そういうことで大変御苦勞をかけているという面はあるというふうに思っております。

しかし、県から権限移譲ということで、これまで560項目ほどの県処理事務が市町村処理ということになっていますが、これらの中には項目としては移譲されているけれども、年間の処理件数ゼロというようなものもかなりたくさんありまして、何とか頑張ってやってもらっていると。

中に問題は、やはり例えば例を出しますと、先ほども申し上げましたけれども、社会福祉法人の認可だとか指揮、監督権限というようなものが市へ移ってきて、こういうものについては非常にやはり専門的知識を要するので、例えば県の、とりあえず県の担当部局と一緒に出向いて、例えばそういう仕事も覚えながらやっているというようなことで対応しているというものもございます。

それから、新規項目が非常に多くて、廃止というのはやはりその辺に事務事業の整理をしなければいけないのではないかとということでありますので、これは財政的な面からもそうですし、そういう人的な面からもやはりそういうことは十分考えてやっていかなければいけないというふうに思っております。

ちなみに、平成27年度の今回提案させていただきました当初予算で、予算の概要説明という冊子

がございますが、あれで勘定をすると約600項目の事業があるということなんですけれども、そのうちの62事業が新規事業、あるいは29事業がその内容を拡大した事業というようなことでありますが、一方、46事業については廃止、または統合というようなことをしておるということでございまして、やはりこの辺のバランスと申しますか、それは考えていかなければいけないというふうに思っております。

一方、職員の皆さんの、こういうことで非常に無理をさせている面もあるわけでございますけれども、いわゆる時間外勤務の状況を見ますと、先ほども申し上げましたように、やはり市として、休日等における時間外勤務というのは非常にかなりあるわけなんです、そういうものを平日における代休処置というような形で、できるだけまた休んでいただくということもやっております、そういう意味で、総時間外勤務からそういう形で代休措置で休んでいただいた時間を差し引いた正味の時間外勤務というのはどんどんふえているということではなくて、1人1カ月当たりの平均の勤務時間数というのは、例えば、ここ平成21年度から25年度というふうに趨勢を見ても、基本的には右肩下がりに下がってきているという状態でございます。

そういうことで、この職員の皆さんにはそういう代休等もとっていただきながら、仕事に取り組んでもらいたいというふうに思っておりますが、先ほども申し上げましたように、一つは取り組まなければならない仕事が非常に一種の知的生産をしなければいかならんような、先ほどの創生総合戦略なんかもそうだと思います。

相当やはり脳みそに汗をかかなければいけないという仕事が多いと思いますので、こういう仕事をやはり処理をし、対応していくためには、職員のその能力の向上とか、そういう、あるいは職場における先輩から後輩へのOJT、研修といったような形で、やはり若い人たちを中堅、先輩が鍛えていただくというようなことも必要だと。

そういうことで、同じ仕事をその処理するにもひどく時間のかかる人とかからない人では労働生産性と言いますか、いわば生産性も違うわけでありまして、できるだけやはり職員の皆さんが、そういう意味では能力を高めていただくという、そのための研修等はしていかなければいけないと思っておりますし、また非常にこういうお互いにゆとりのない中で仕事をしておりますので、職場の精神的衛生風土と言いますか、そういう人間関係を初めとして、できるだけストレスのないその組織風土というものもつくっていかなければいけないというふうに思っております。

一番ストレスを与えているのは私かもしれませんが、できるだけそういうことも心しながら、職員の総力を、先ほどから出ているような地方創生とかいろんなものに、あるいはまた日ごろの市民の皆さんへのサービス、そういったことに当たってもらうように心がけていきたいというふうに思っています。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。やはり職場と言いますか、地域でもそうだと思いますが、豊かな発想が生まれるような環境というのは必要ではないかなということをおもいますんで、またよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、「道の駅」の認定についてですが、市内には現在7つの道の駅があります。道の駅として認定されることにより、現状より知名度がアップするとか、また施設の有効活用が図られるのではないかとということで質問をさせていただきわけですが、その一つとして、白鳥町特産物振興センターは昨年大改修を終えて、清流の里しろとりとして、また新たにサンプル工房やレストランが出店し、周辺の施設をあわせてスタートを切っております。

立地的にも大変よいところに位置しているんじゃないかと思えますし、道の駅の認定を受けることによって、こうした立地を生かした施設設置が出てくるというふうに思います。

清流の里しろとりだけではなく、市内にはほかにも道の駅としての認定を受けることによって、より効果の出る施設があるというふうに思います。地域、また施設管理者の意向等なども調整いただくことも必要かと思えますが、認定に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。お願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部付部長 水野正文君。

○商工観光部付部長（水野正文君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員のおっしゃるとおり、やはり道の駅の認定を受けますと、集客力、また情報発信力が非常に大きなものがあります。昨年、白鳥町の特産物振興センターが改修されましたので、白鳥振興事務所において、国土交通省、岐阜国道事務所等へ道の駅の認定の要望が出されております。

国土交通省の見解といたしましては、認定要件が隣接の道の駅白鳥と10キロメートル離れていないと認定できないという一つの要件がありまして、要望はしたんですが認定にはいたらなかったというのが現実であります。

それから、市内のほかの施設の調査という御質問がありましたが、昨年、重点道の駅申請にあたり、市内7カ所、道の駅あるわけなんです、それぞれ振興事務所を回らせていただきながら意向を確認させていただいております。

その中で、美並においては、一昨年、平成25年度改修を行っておりますし、白鳥も26年度改修を行い、また現在、白鳥の道の駅の隣接地であゆパーク構想が今進められております。やまとにおいては、今予算で申請をさせていただいておりますが、太陽光の発電設備等の整備を予定しております。

新規で2カ所ほどお話を聞いております。1カ所はひるがの高原、もう1カ所は和良の濃飛横断道ですか、そこの方須という地内での新設をいかがというようなお話もいただいておりますが、や

はり両地域とも隣接の道の駅と約5キロぐらいしかないということで、非常に認可に当たりましてはハードルが高いと伺っております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。市内にはそういった要望のあるところがあるようですけども、特に私は白鳥物産センターにつきましては、やはり立地的にもいいということで、振興事務所からそういう要望が出されておるようですけども、そういった要件と言いますか、そういった条件をクリアして、何とか申請というか、出せないか、再度、部長にお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部付部長 水野正文君。

○商工観光部付部長（水野正文君） 認定要件はやはり10キロというのがあります。それから、今国土交通省において第2ステージの道の駅ということで、既存の道の駅のグレードアップをいかに図るかということで、いろんな方策が進められております。

今回、明宝のほう为重点道の駅候補になりましたがそこにおいてはもう既に各省庁が連携して予算措置を、今後のプランづくりについても支援をするというような形で動いております。

仮に、白鳥の今の物産センターを申請する場合は、その5キロというよりも、できれば今の福井、それから和泉、今の九頭竜ダム、それから今の白鳥、それと156号線の交差点、これともう一つは、北陸にもし震災が起きたときに、災害時の支援基地としての白鳥の道の駅3駅がもし認定されれば、物資の供給拠点とかそういう理論武装が必要かと、私は思います。

単にそこに観光客を迎え入れるだけでは、今後の道の駅の認可は非常に難しい状況になっておりますので、防災、福祉とかインバウンド観光、それからその周辺の観光案内所、外人を入れる場合なんですけど、外国語表示等はもう当然になりますし、トイレ等は洋式化等が基準要件になってまいりますので、現道の駅の例えば物産センターの今の機能だけで申請しても多分理論武装はできないので、もう少し幅広い、北陸の今の新幹線の、例えば福井への新幹線がもしつながった場合に、この郡上のほうへどういった観光客を迎え入れるか、そういう視点がないと、やはり申請にはできないと思えますが、毎年8月にその申請の時期がありますので、できればそういう前向きには検討をしたいと思っております。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。前向きな答弁をいただきました。本当に拠点施設としての重要さ、やはり今の水野部長からお話がありましたように、やはり今の話ですと、県を

超えての連携と言いますか、そういった防災であるとか、そういった面での要件を、条件を示しながら取り組んでいただけるのかなということを思いました。

やはり、先ほど市長、言われたように、脳みそにしっかり汗をかいていただいて、またそういった申請に向けて取り組んでいただければというように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

もう7秒です。もう一点用意しておりましたけども、消防長申しわけございません。また改めてということで、一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、清水正照君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

ただ質問を順番をちょっと入れかえまして、先ほどの清水議員からもありましたように、地方創生にかかわる質問からさせていただきたいと思います。

2番の移住促進事業についてであります。

この移住促進事業、毎年予算が組まれております。平成25年には620万円、平成26年、ことしは669万円、来年度、平成27年は625万4,000円のほかに、また空き家活用促進事業として500万円、それから八幡市街地空き家利活用推進事業として5,400万円、これだけの予算を組まれておりますけれども、これまでの予算でどんな取り組みがなされて、そしてどんな成果が上がっているのか、お聞きをしたいと思います。

郡上市内のどこへ、そんな人が、どんな目的で移住されていくのか、わかる範囲で結構ですのでお知らせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、この交流移住の関係で、取り組み状況につきまして御報告をさせていただきたいと思います。

まず初めに、郡上市では、平成21年から、それ以前から取り組みがあったわけですが、交流・移住推進協議会というのがしっかり活動を始めていただいております。明宝の小池弘さんが会長でありますけれども、全部で16団体、17人の役員構成でこの事業に取り組んでいただいております。特にそういう関係の団体の皆さんですから、そこがお迎えをする、交流移住を促進をするた

めの活動につきましての情報交換とか共同事業等を行うということでありまして、専従職員を2人そこで雇用をして移住相談等を行っているわけでありまして。

特にこの移住相談、1人ですね、職員の中の1人で、小林謙一さんという方につきましては、平成25年から、清流の国ぎふ移住定住コンシェルジュということで、県のこの役員にもなっております、つい先般は3月7日でしたけども、東京で行われました、清流の国ぎふ暮らしセミナーというふるさと回帰センター会場で行ったセミナーにおきまして、これは木村聖子さんとともに小林謙一さん、3人の講師のうち2人が実に郡上の方というふうなことで、非常に小林さんを初め、このスタッフの皆さんも非常に御熱心で、専門的な取り組みのできる方でありまして、頼もしく思っております。

また、活動におきましては、ちょうどことし10周年になりました、発刊して、季刊誌里山の袋ですね、それから市内交流イベントの発信、田舎暮らし体験イベント、あるいは宅建業者の皆さんとともにこちらで物件を探される方に対する御案内とか、非常に盛りだくさんの、多彩な活動を行っていただいております。

特に、27年度におきましては3つの取り組みを行う予定でありまして、1つは、移住希望の参加者がより郡上市への移住を現実的に考えていただけるように、仕事と住まいと地域というものを連動させた、そういうふうな次世代型と言っていますけれども、要するに新しいスタイルのこの移住相談会というのを、東京、大阪などで相当積極的にやらせていただこうと思っております。

これは、ふるさと創生、今の地方創生の中でこの補正にも盛り込ませていただいておりますけど、相当1名スタッフを増強して取り組みをしたい。

それから、2つ目につきましては、待ち受け方に加えて、仕事や家など移住される方を受け入れたところを、こちらから探してここに来てくださいと。ここに来る方はこういう御商売の方がいいんじゃないかと。そういうふうな募集型移住、こちらが望ましい方を求めていくと言いますか、そういうふうな移住促進のあり方を求めていくと。

それからもう一つは、先般もちょっといろんなところで話題になりましたけれども、郡上の暮らし拝見ツアーというのを何度もやっております。これは、ことしの2月21、22日で行いましたけれども、郡上の働くを見に行こうということで、郡上の自然を楽しみながら、自分のリズムでそして郡上の特産品を自分の糧となる仕事にしていこうと、そういう取り組みを実際に大勢の方に味わっていただこうと、こういうふうな拝見ツアーを実施をしたところでありまして。

このような取り組みをしてきた中で、平成21年から実際は23、24年からは本格的になってまいりましたけれども、27年2月末時点で延べ621人に、621件ですね、相談実績がありまして、その中から52組91人が移住をされたということでありまして。

ただ、この数字は協議会が実際お手引きをした方ですので、それ以外の要素によってお越しにな

った方がたくさんあるというふうに思います。

例えば、郡上市のこの転入のデータを見ますと、ほかの自治体ではこの転入者の数をそのまま転入者としてカウントしている自治体も実はあります。郡上市の場合は、この交流移住、協議会がお世話をした方だけになっていますけれども、郡上市におきましても、この協議会以外で見ますと、平成25年度の実績では775人転入されていますから、その中でいろいろな転入理由がありますけれども、職業上とか生活環境を、あるいは自然環境をというふうな利用で来られている方が約500人ぐらいあるんですね。ですから、その中から相当数はやはり郡上から発信したり、いろいろなものが目にふれて、あるいはその方のお仕事の都合もあるでしょうけれども、U I Jターンという形で郡上にお住みをいただいたという方があるというふうに思います。そういうことにつきましても、いろいろな情報発信が役に立っておると思います。

ちょうど宝島社のこの「田舎暮らしの本」ですけれども、ことしの2015年版2月号で実は毎年毎年やってみえるわけですが、自治体の取り組みベストランキングというのがありまして、先月号におきましても、東日本田舎暮らしお助け団体と、要は移住希望者に対するサポート事業、このメニューはいかに豊かであるか、あるいは体験ツアーやイベントが大変多彩であるか、あるいは移住者向けのサービス、これがどのように整っているかと、この3分野で全部積み上げ式の採点をするわけですが、これが東日本68団体の中の実に郡上市の交流移住推進協議会は総合第1位ということになりましたので、日ごろのこのお迎えをする促進を高めていくための取り組みにつきましても、非常にこういう専門誌においても評価をいただいているということであるというふうに思って、大変嬉しく、また感謝し、我々も一緒になってやっていこうとっております。

今、武藤議員から言われました、特徴的な事例を申し上げますけれども、八幡の市街地におきましては、まず玄隣と言ってますけれども、産業振興公社が新町の農協さんの向かいの大きなお屋敷を公社としてお買い求めをいただいて、本当であったら、あれは空き地になっていたかもしれません。それを公社が買われたことによりまして、バルという飲食店、そこでクラフトビールをやろうということで、地ビールやさんを今開かれていますお店、それから2階にはデザイナーのような方等が、あるいは地域づくりの関係の方が、2人が事務所を開いてみえます。

また、NPOの郡上八幡水の学校が事務所を構えているということで、あそこが一つの成功例でありまして、またその中に入ってくださったその移住者が非常に個性的な商売を始めていただけると。それがあの地域全体にいろいろな波及効果を持ちまして、この2年ぐらいの間に、ごらんいただいたように、2桁を大きく上回る新規の開店ということがあるわけですが、そういうものを誘発してきているのではないかとこのように思います。

それから、もう一つは例のあれですね。石徹白の取り組みですが、これもやはり子育て移住ということで、非常に積極的な取り組みがありまして、東京でも展開をされてみえます。

ここでは、まさに子どもたちの実際を見ますと、小学生12人の中で2人が移住者の子どもたちで、保育園を見ますと、実に7人中5人が移住者の子どもさんであるということですから、人口減少に歯どめをかけて、むしろ子どもたちをふやしているというふうな状況が生まれております。

同時に、その人たちが自分たちで新しい御商売を開いていきますから、そういうたくましい、何て言いますか、活動が広がっておるということです。

それからもう一点だけ、明宝地域を申し上げますと、ふるさと栃尾里山倶楽部が主催する栃尾里人塾は、非常に多くの実績を今までやっていただいておりますけれども、地域のよさを改めて再発見し、それを自分たちで味合う中でそのことを喜んで近くの方がやってみえるところへいろんな方が体験に来られて、そしてそれに、移住につながってくると、こういうふうなことです。郡上全体のことはちょっと時間がないので申し上げられませんが、そういう意味におきましては、人口全体としては減ってはおりますけれども、いろんな意味で関係の皆さんの御尽力で取り組みが進められているという実情はあるというふうに思います。これからも頑張っていきたいと思っております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。最近、テレビでいろいろ移住の関係の放送がされるわけですが、それを見ていると、私は余りゆかいな気持ちはしていないんですけれども、人間を人口と捉えてしまって、また空き家をただの不動産と捉えて、とにかく早く人をふやしたい、空き家を売りたい、貸したい、こんな自治体がものすごくふえているように思うんですね。

郡上市はぜひともこうあって欲しくない、もう本当にプライドを持って、しっかり目的を持った人たちに移住をしてきていただきたいなど、そんな思いがしておりますが、ただ、郡上市は非常に広いです。7カ町村が合併したわけですから。そうすると、こうターゲットにしなければならない移住者というのはそれぞれ違うと思うんですね。独身で現役の方、現役だけれども結婚している方、退職して独身の方、退職しているけれども結婚してみえる方、いろんなさまざまなタイプの方が見えると思うんですが、こういう方々をやっぱり移住を考えていただくためには、僕は7つのやっぱり振興事務所であり、また地域協議会というものができましたので、そういった地域地域でこういった問題に取り組んでいただくことのほうが、もちろん東ねるのは市ですけれども、そういった形で地域協議会が動いていくと、移住促進がもう少しスムーズにいくんじゃないかなという気がしています。

特に、これちょっとおもしろい記事があるんですけれども、女性の話なんですけど、かつては外国の素敵な暮らしやおしゃれな東京が女性の憧れでした。しかし、東京の暮らしがこれほど過酷でストレスだらけになると田舎や能天気暮らしが若い女性たちに新たな夢になりつつあるのです。こ



んな記事もあるんですけども、スローライフのなんですけども、やっぱりそういったことを目指すところ、またやっぱり文化を目指して郡上に見える方、そういったさまざまな郡上市としてのプライドを持って移住促進に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そこで、この移住促進も重要なんですけども、次の3番のリフォーム支援といった問題であります。

移住促進も重要です。移住促進の中で、空き家の改修に30万円という補助金が出るようになっていますが、昔、長男が親の面倒を見るのが当たり前でしたし、家長制度といった制度もありました。で、家では冠婚葬祭が大体家で行われたと。そんな時代から、今はもう時代がかわってきております。私の家でも一番いい部屋が客間になっていますけれども、そんな中で、やっぱり郡上市の中でもUターンされて2世帯、3世帯で暮らせる家がいっぱいあります。大きな家があるわけですから。ところが、やっぱりその長男であり次男であり、ほかで働いている人が結婚したり、また何らかの理由で郡上で職を探してUターンしようと思ったときには、どうしてもその家の改築といった問題が出てくると思います。

そうしたUターンして同じ屋根の下に暮らす、そのための改築に郡上市として移住者に30万円の補助ができるんなら、Uターン者にもできるんじゃないかと思っておりますが、そのようなお考えをちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市としてはUターンであれIターンであれ若い方々が郡上へ帰ってこられる、あるいは新しく入ってこられるというようなことをできるだけ推進をしたいというふうに思っているところです。

そういうことで、これは手法がいろいろあると思うんですけども、今一つはそういう趣旨も込めて、これまでの郡上市産材住宅の助成事業について、いわゆる外から来られた方と新規の定住者とそうでない方と若干区別しておりますが、これまで郡上市産材を使つての住宅を建築をされる場合、あるいはそうした住宅を購入される場合と、こういうものを対象にして一定のルールに従って助成をしておりましたが、今回、増築とかそれから中の木質を使つての、郡上産材を使つての内装材を使つての木質内装化というようなことですね。内装木質化というようなことをやるという、やられる場合にも助成をするという道を開きました。

それから、一方、雇用の面では、これも予算特別委員会のときもいろいろやりとりありましたが、企業側にお渡しをするんですけども、新規学卒者やそれからUターン、Iターン者に対してそうした方を雇われる場合に、一定のちゃんとした給料で雇っていただけるように助成をすると、こういうことをやっておるわけです。

そういうことで、今お話がありました特別Uターン者と言いますか、息子さんや娘さんが帰って

こられて、親御さんと同居をされるというようなことに着目して、特別の助成をするということは今やっていないということだろうと思います。

趣旨、目的はいろいろ、趣旨は大体同じようなことですが、その手法は若干いろいろ重なったり、あるいは別々に交付先が違ったりということでもありますけども、いろいろと今回の地方創生総合戦略の中でも、そういうできるだけ若い人、郡上市に帰ってきてもらいたい、来てもらいたいと思っているわけですから、御提言のようなことについても検討してみたいというふうに思います。

若い方が、やはり同居ということになりますと、同居のメリットというのは、例えば結婚して親御さんのうちに一緒に住むということであれば、子育てなんかには随分助けてもらえるだろうということがありますけども、若いうちですから、やはり少し独立性を持ったその居住部分と言いますか、そういうものも欲しいなというような形になると、やはりその同じ同居をするにしてもそういう改築、増築等をしたいなと、リフォームをしたいなという需要が出てくるかと思えます。

また、近年は必ずしも同じ屋根の下に住むということではなしに、こういう郡上市ですから、かなり家が建っている周りにはおうちの土地があったりすれば、当然隣居と言いますか、隣に若い人たちの住める部分をつくって、そして、例えば、夕食であるとか、そういうときには一緒になさるとか、そういう形。

あるいは、少し離れていても、昔からスプの冷めない距離というのがありましたけれども、今もうちちょっと離れていても自動車があり、電子レンジもありますので、スプが覚める距離でも多少いいというような、むしろ多少それぐらいのほうが適当な距離を保ちながら、しかし、つかず離れずで暮らせるというような選択もあるかと思いますが、いずれにしろそういうことをどのようなにして、やはりインセンティブをつけていくかということについては、十分研究してまいりたいというふうに思います。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。ぜひともお願いをしたいと思うんですが、私事になりますが、子孫が4人おります。4人おりますが、全部外孫でして、来るのもよし帰ってよしという関係でありまして、やっぱり一緒に住んでいるということは非常に難しい面もあるんですね。適当に距離感を持って、同じ家の中でも適当に距離感を持って、いつも一緒になく、たまには一緒になって、そんな環境ができる、そんなリフォームができたならなど、そういう家になったらひよっとしたら娘が帰ってきてくれるんじゃないかなという思いもしていますし、そういったことも含めてぜひとも実現をしていただきたいものと思っています。

実は、この質問を考えておまして、先日の予算委員会でした。この議場、そちら側もこちら側もほとんど男性、女性が1人ということなんですけれども、郡上市の郡上女性防火クラブのメン

バーの話が出まして、八幡の女性の会の人数イコールという話が出ます。

なぜ、例えば、旧八幡町以外で女性の会がなくなってしまうのかなということもそのとき考えたんですけども、今のこの問題もそうなんです、何となくこの、もちろんこの部長さん方の下には女性の職員の方もみえますし、私たち議員の後ろにも女性の支援者が随分見えるわけなんです、何となく男性目線で行政が行われているんじゃないかなということちょっと考え出したんですね。

ここにスローライフ、先ほど女性の話だったんですが、これ奈良県の川上村のちびっ子増やし隊という、多分有名な活動の一つなんですけども、ここにこんな記事があります。地域起こしの会議にはどうしても役付のシニアや男性が多く、原案があるなどして効率的に進められがちです。でも、会合に子ども連れの女性はだめと言ったら、その村に未来はないでしょう。これからをつくる人たちの意見が入らないのですから。多少子どもが泣いても時間がかかっても多様な参加を応援することが重要です。

こういうふうに書いてあるんですけども、これ我々も反省をしなければだめだと思うんですけども、もう少し女性の目線でいろんなことが行われるべきじゃないかなと。先ほどのリフォームの問題もそうですし、移住の問題もそうなんです、女性目線でもう少しいろんなことが行われてもいいんじゃないかと。それが、例えば若い女の人たちが、じゃあ新たにそういう女性のクラブをつくらうとあっていった形ができてくるかもしれませんし、例えば、空き家活用レディースなんて、女性だけで空き家活用を考えましょうという会をつくったっていいわけですし、そういったやっぱり女性目線の施策というものは、果たして今度は平成27年にどれぐらい盛り込まれているのか、そういう考えで予算を組まれたのかなということ、ちょっと市長さんに聞いてみたいなって、予算の審議をしたときに思ったんですが、これ全てにかかわることなんです、質問の中で。

やっぱりそういったことをこの女性目線っていったことを、実は僕は母親と娘が3人と家内と、周りがみんな女性ばかりで女性目線の中で暮らしているわけですけども、市長さんも似たようなものですけれども、ちょっとその辺のところ、市長のお考えもお伺いできたらなと思います。突然で申しわけございません。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように、今回の地方創生のそもそもの非常に人口についての消滅可能性の定義にしても、20代、30代の女性が2010年から2040年という30年間にどれだけ減るかということが一つの大きなメルクマールになっている、指標になっているということから考えても、やはりこれから女性に選ばれる地域、喜ばれる地域ということが非常に必要だと、そういう地域づくりをしていくことが必要だというふうに私も思っております。

そういう意味では、この間も内部で検討しているときもそうなんです、この地方創生の戦略を

立てるようなときも、やはり郡上市においても少し女性目線でこうあって欲しいとか、ここが足りないとか、不足だとか、こういうところだから郡上市がなかなか女性に魅力を感じてもらえないのだとかというようなことは、やはり女性でないとわからないこともあるので、そういう女性もと言うか、女性が積極的にそういう点をやはり議論してもらおうということを、この庁内においても必要だなということを話しておったんですけど、ぜひそんなようなことを考えて、決して男性だけで何かやれると思ったり、物事を進めるということのないようにしてまいりたいというふうに思います。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。私、昔イベント、県のPTAのイベントのときに、女性の母親委員会の担当をしておりました。そこで弁当を、1,000近くの弁当をとるということで、各弁当屋さんから弁当のサンプルをもらってきて、みんなで決めたという覚えがあるんですけども、全然視点が違うんですね。人前で大きな口を開けれません、それから口の周りが汚れるような料理はだめですって、こういうこと、そういう目線で見られると、我々はもうがつつり食べたいほうですから、全然考え方が違うんだなと思ったことがあります。

だから、いろんな目線を持ってやっぱり行政が取り組んでいく必要があるんだと。特に、これからは今市長が言われたように、我々の政治といったものも女性目線というものもしっかりと取り入れて取り組んでいく必要があるのかなと思いがしています。

そんな思いをしながら、次の質問にまいります。食の王国づくりのこの前の続きであります。この前できなかった質問の続きなんですけど、あれの質問をした後に、各地で異物混入の問題が出てきました。岐阜県のほうでも米飯給食にチョークでしたか、何かまざって給食がとまったことがありますし、郡上市でも何かまざってはいけなからということで、給食がストップしたこともあります。そのことにつきまして、教育長さんのほうでちょっと御意見がいただけたらと思いますので、お願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 前回の御質問では、特に郷土の伝統的な食を大事にしたそういう学校給食をと、基本はやっぱり安全ということでございますので、異物混入というのはあってはならないというふうに私たちは考えておりますが、なかなかそうは言っても現実にはいくつかの事例が起きております。

それで、通常は、学校給食の衛生管理基準というものを踏まえて、特に学校、それから食品を納入していただく業者の皆様、そして学校の給食センターで、通常は点検も含めてきちんとやっておるわけですけども、そのほかに仮に異物が混入した場合にどういうふうに対応するかということについても、学校給食における異物混入事故の発生、そういったときの対応についてという、対応

策を決めております。

これによりますと、発見をした場合と、それから発見をしたものに分けて捉えておりますが、発見をした場合別にによりますと、学校給食センターの食品を受け取る段階で検査をしますけれども、その段階で発見をした場合、それから調理作業中に発見をした場合、教室や学校で発見をした場合に分けておりますし、これから異物の内容ですね、これに関して言えば、危険物、例えば、金属ですとかガラスの場合と、それから非危険物、例えば髪の毛ですとか虫、こういったものに分けております。

とりわけ、この中で子どもたちの健康に重大な被害を及ぼす危険性があるのは、やはり危険物でするので、そういったものについては、学校で仮に発見をされた場合に、特に子どもたちが口に入れたといった場合には、すぐ健康観察を行って、必要な場合は、これは医師の診断を受けるということにしておりますし、学校のその学級では直ちに給食を食べないようにという指導をし、食材、食品をそのまま保存をするということにしています。

それから、その場合に、ほかの教室でも起こり得るという可能性がある場合には、全校で給食をストップをかけます。こうしたケースは、例えば、洗い物に使うざるの小さい針金といったものがまま入ることがあるんですけれども、そういったことについては今のような対応をしております。

それから、いずれの場合も、給食センターについては、こうした異物の混入が合った場合には保健所やそれから県のほうへ連絡をして、かわりの給食を用意できる場合はかわりの給食を用意しますし、そうでない場合は、その旨連絡をするという方法をとっておりますし、このことがほかの学校に影響する場合については、全て全学校に連絡をして、例えば給食をとめるなり何なりの方法をとっております。

先ほどお話になりましたその清掃中に調理器具の一部が混入したというケースはここに当たりましたので、全てそれによってつくられたと思われる献立は給食をストップしたというケースがあります。

いずれの場合も保護者への謝罪、そして今後の道具等の点検については慎重に今現在もやっております。

とりわけ調理道具については、先ほどの女性目線という話がありましたけれども、女性の目によって非常にきめ細かく見ておっていただくんですけれども、それでもなお、ときにはそういった破片といったことも発見されるケースがありますので、今後、そういったことについては十分安全な給食が提供できるように心していきたいというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。ぜひとも安全な給食といった形をとっていただき

たいと思いますが、その次に、前回、食の王国づくりを質問をしまいましたが、私1つ大事なことを忘れておったなという思いがいたしました。それはやっぱり環境といった問題です。和良の鮎が利き鮎会でV3になったという話をいつも何回も何回も聞かされたわけですけども、この和良の鮎がV3になったのはなぜかと思うと、やっぱり和良川の環境だと思います。和良の環境、和良川の環境だと思うんですね。

ということは、山でありそこに住む人たちの生活であり、例えば生活雑排水、それから農業の農薬の問題とかいろんな問題でやっぱり環境がよくてこの利き鮎大会で優勝ができたんだろと思っています。

そういったことにつきまして、どうしてもこの鮎の、漁協だけがどうもクローズアップされてしまって、この環境という問題がどうも置き去りにされているんじゃないかなという気がしますし、今後やっぱり郡上が長良川の鮎の問題もそうですし、いろんな食材、食品をつくっていく上で、適当なやっぱり山には広葉樹があつて腐葉土ができ、ミネラルの高い水がやっぱり川を潤して、また生活雑排水を出さずに、それから農薬を使わない農業をやることによって、安全できれいなおいしい水ができてくる、その水がおいしい食材を生んでいく。

やっぱりこういった環境づくりというものが食の王国づくりにはぜひとも必要だと思うんですが、これどこに質問をしたらいいんですか。そういったことの取り組みは、やっぱり食の王国づくりを、例えば、ここで行う、これが商工観光部であるならば、やっぱり農林水産部とか環境水道部と連携してこういう問題に取り組んでいかないことには、この食の王国づくりはできないと思うんですが、どなたに質問をしたらいいのかわかりませんので、担当部長さんにお答えいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 郡上市におけます環境全般の取り組みというような形であったかと思いますが、御答弁させていただきます。

まず、公共用水域の水質保全につきましては、昭和63年に高鷲ひるがの地内で生活雑排水等の処理施設の整備を開始しまして、それからその後、市内各所で順次進めてまいりました。現在、整備率が96%、接続率が79%ということで約8割の方に御利用いただいております。

一方、河川のほうの水質状況でございますけれども、市内を流れます河川の22カ所で年4回BOD値と言っておりますが、生物化学的酸素要求量でございます。それを初めまして、SS値、これは浮遊物質でございます。その他ペーハーとか13項目の水質調査を実施しております。

一つの指標として御紹介いたしますと、平成13年度でございますけれども、長良川におきましては、これはポイントは和合橋というところで計測をしております。それから、八幡町の吉田川でございます。これは小野橋のところでございますが、このときのBOD値というものでございますが、これが1.5ミリグラムパーリッター、1.5でございますが、これ前後だったんですが、こ

それが環境基準値で申しますと、1ミリグラムパーリッターという数値がございます。これはAA類値と言いまして、一番厳しい基準でございますが、こちらのほうにしますと、もちろん1.5でございますので、これを超えておったわけでございますが、下水道等の進捗等とともにこの数値は少しずつ減少しまして、平成20年度でございますけれども、両地点とも測定値が0.5という数字、これは測定値の一番軽い値でございますが、こちらのほうの数値に達するというところでございます。それ以後はほぼ横ばいで移動しております。

このことから、環境負荷の軽減効果が非常にあらわれたほうだというふうに考えております。

このほか、長期的な水質の調査となります河川の川底でございますが、この底質調査、それから河川の水生生物の調査、それから残留農薬の濃度を監視するための水質調査、それからヒ素の調査、さらに本年度からでございますけれども、八幡町と白鳥の市街地を対象といたしました簡易調査でございますが、こちらのほうを実施しております。

調査結果につきましては、いずれも良好な水質という判断をいただいております。

水質保全につきましては、おっしゃったように、大和涵養機能の低下とか懸念されておりますので、これにつきましては、岐阜県では水源地域保全条例というのを平成25年3月に制定されまして、これに基づきまして、郡上市の公共用に使用される水源地とその周辺の区域を水源地域として指定しまして、水環境を保全することとしております。

河川工事においても、かなり自然に配慮したという形で、例えば、巨石とか、自然の巨石でございますが、それから木を使いました木工沈床とかいうような形のものを使われまして、かなり取り組んでみえます。

大気汚染でございますけれども、こちらにつきましては、平成23年3月に発生しました福島第一原発事故に起因する放射線の生態系の影響が心配されるということで、これは事故後、市内で10カ所、毎月、そのうち2カ所、八幡と白鳥につきましては毎日でございますけれども、測定を実施しております。現在までに生態系に影響のある数値というものは測定されておられません。

次に、PM2.5、これは微小粒子異常物質でございますけれども、これは県内の11カ所で測定監視を実施しております。大気中のPM2.5の量が人体に影響を及ぼすと予想される場合は、注意喚起情報というのが県から市町村に伝達されまして、それから市民の皆様へお知らせするというシステムになっております。

岐阜県内におきましては、これまでにこの注意喚起情報というものも発令されたことはございません。

概略的でございますが、以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 数字、環境の数字の問題をいろいろ言われましたが、魚の気持ちになると、そんなことよりもミネラルがどれだけ含まれているか、水にどれだけ栄養素があるかということになってきますので、僕はやっぱり山の環境といたらおかしいですけども、落葉樹で腐葉土ができて、やっぱりミネラルが含まれた川になるといいなという思いが、食の王国づくりには必要かなという気がします。

それに付随してやっぱり生活雑排水を出さないということも、川の汚れといった問題でも、それとやっぱり水が流れている、流れるということも重要だと思いますので、流れのいい川になればいいのかなという思いがします。

その思いでこの質問をさせていただきましたが、決しておいしいものをつくるには、そこだけできなしに、みんなが環境を守っていかなければいけないよといった、そういった面でこの郡上の王国づくりが進んでいけばいいと思っていますのでお願いします。

そこで、今、その話にそって、人と人をつなぐ料理っていった本を今読んでいるんですけども、料理人という方が見えると、やっぱり人と人、人と地域がつながっていくんだなという気がします。やっぱり人と人をつなぐ、地区と人をつなぐ、そんな料理人の出現をぜひとも郡上市に一人でも多くふえることを祈って、質問を終わらせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定いたします。

（午後 2時21分）

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時35分）

---

#### ◇ 村瀬 弥治郎 君

○議長（尾村忠雄君） 9番 村瀬弥治郎君の質問を許可いたします。

9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） こんにちは。議長より一般質問の許可をいただきましたので、2点の質問をさせていただきます。

最初は、介護保険制度改正の件でございます。よろしく申し上げます。

政府は、2014年6月18日ですか、年々増大する社会保障の抑制のために、介護保険医療提供体制を見直し、地域医療・介護総合確保推進法を参議院本会議で可決しました。介護保険制度が始まった2000年当初は、3兆6,000億円でありましたが、2014年には10兆円に達しているということでご



ざいます。

介護保険は現行利用者が1割負担、残りの半々を40歳以上が支払う保険料と国、地方の税金で賄っているということでございます。

改正では年金収入の高い人の利用量が1割から2割負担へと、1号、2号被保険者の負担割合を21%から22%、29%から28%へと変更をするものであります。

本市においても市長の施政方針にあるように、高齢者福祉政策については27年度より3年間を計画期間とする高齢福祉計画第6期介護保険事業計画に基づき、介護給付の増加に対応するために最低限度の金額が求められております。

本定例会においても9段階ある保険料の基準額は月額4,700円と760円の引き上げが上程されております。これには低所得者に対する軽減措置も盛り込まれています。

ちなみに、先般の新聞紙上に公表されました県庁所在地の平均保険料は月額5,550円でありまして、けさほど文教民生常任委員会で県内42市町村の保険料の金額の値を見させていただきましたけれども、郡上市は最低のほうから2番目でございますし、県内の平均は5,316円ということになっております。

こういった保険料の値上げに関しましては、高齢化の上昇とお互いに助け合う長寿者の理解、そして御自身の健康のありがたみをお一人お一人が御理解をいただくことが重要であるというふうに思っておりますけれども、今回こういった引き合いを含めた影響というものを健康福祉部長さんにお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） 村瀬弥治郎君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） それでは、お答えをさせていただきたいと思ひます。

本議会に条例改正案ということで御審議をいただいております介護保険料でございますけれども、今ほど議員お示しのとおりでございますし、第6期の基準月額でございますけれども、4,700円という設定について御審議をいただいているところでございます。

この保険料の算定に当たりましては、御承知のとおりでございますけれども、高齢者人口や要介護認定者数、それから介護給付費の伸びから向こう3年間の介護給付費の見込み額でございますけれども、129億4,700万円余という算出をさせていただく中で、これも今ほどお示しございましたように、65歳以上の第1号被保険者が負担する22%分、額面的には28億4,800万円余と試算をしておりますけれども、これに国からの調整交付金などを加味する中で、1人当たりの保険料、今ほど申しましたように、基準額、月額4,700円の設定をお願いをするというところでございます。

そこで、この保険料の増額と申しますか、それにかかる部分での影響というところでございますけれども、当然としまして、1号被保険者の方に対する負担が増となるとういことでございますの

で、一定の方については現行の保険料よりもさらに負担をお願いをするということになりますけれども、この3期、第6期のこの3年間の中では、先ほど議員お示しのとおり、低所得者の方々に對する軽減措置という措置が講じられることになってございまして、平成この27年、28年につきましては、第9階層の中の一番低所得者となる第1号の部分の段階の方につきましては、一定の軽減措置を27年度から措置をするというようなところでございます。

なお、2号、3号、いわゆる2段階、3段階の層の方につきましては、今国のほうで予定がされております消費税の税率の引き上げとなる平成29年度から一定の軽減措置を第1段階も含めてさらに軽減をさせていただくという予定としてございます。このことによって、一定の軽減という部分の措置が講じられることになりますので、幾分かの経済的負担の軽減というものにつながるものではないかというふうに思っております。

いずれにしても、今回提案をさせていただいておりますこの保険料の額につきましては、市民の皆様方、さらには議員の皆様方の御理解と御協力をいただくということになりますので、どうかその辺のところを御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。保険料に関しましては、できれば上がらない方がいいんでしょうけれども、ただいま部長が説明をされましたけど、その中でどうしても高齢化の問題や介護という範囲の問題がございましょうけれども、その中で高齢者の皆さん方にいかに御理解をしていただけるかということが、非常に肝要でないかと思っておりますし、そういった面につきましても今後とも高齢者の皆様方に説明書きをつくっていただきまして御理解をいただく努力をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、制度改正によります今後3年間に比較的介護の低い要支援1、2の人を対象とした事業のうち、家事援助と訪問通所サービスが地域支援事業として市の事業に移行されます。本市においても、先ほど言いましたけれども、市長の方針にあるように、高齢福祉計画第6期の介護保険事業計画に基づきまして、要支援者、高齢者の多様なニーズに対応したサービス体制、担い手確保のために高齢者生活支援サポート要支援事業を27年に着手されているようにお聞きしました。

計画の中には、2025年、10年後でございましてけれども、団塊の世代が後期高齢者に突入の課題もあり、10年後を見据えた取り組みの必要性もあります。地域包括ケアシステムの構築により、自助生活支援の充実、介護予防サービスへの充実、在宅ケアに向けてさまざまなサービスも盛り込まれております。

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期に続けることが

できるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められておりますとありますが、これは地域支援事業のある種、理想の策であろうかというふうに思っていますし、大変困難なことがあるだろうというふうに思っていますけれども、そういった意味で、まず最初に、高齢者生活サポート養成事業を含めた人材確保のことについて、健康福祉部長さんをお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 制度改正に伴う市の今後の取り組みについての御質問かと思いますが、今ほど議員お示しのとおり、要支援者に対する訪問介護と通所介護、この2つのメニューにつきましては、市町村が実施をする地域支援事業に移行するという改正が今回の内容となっております。こういった中で、市においては遅くとも平成29年4月までには完全移行できるよう、現在、準備を進めさせていただいているところでございます。

今回のこの制度改正のねらいでございますけれども、このことも御承知のとおりでございます、これまで全国一律の基準で行われてきたサービスを利用者のニーズや地域の資源を生かしたサービスを提供するというものでございまして、移行に当たりましては、地域におけるサービスの担い手の確保やサービスの掘り起しが必要であろうというふうに考えてございます。

そこで、このサービスの担い手の確保の件でございますけれども、今ほどお示しのとおりでございます、新年度の当初予算にも一定の額を計上をさせていただいておりますけれども、新たな事業として、高齢者生活支援サポーターの養成事業というものの、この事業に新たに取り組みたいというふうに考えております。

生活支援に関する仕事やボランティア活動を希望する人、また定年退職等で時間に余裕があると申しますか、そういった希望のある方について、こういった方を対象にしながら生活支援を行うための基礎知識であるとか、技能を学ぶ講座の開設というものを計画させていただきたいというふうに思っております。

また、生活支援体制を整備するため、地域のサービスの掘り起こしや地域支援のニーズとサービス提供者等をつなぐ役割、こういった役割を担う生活支援コーディネーター、またサービス提供者間が情報共有を行い、連携して生活支援に取り組むための協議体という設置につきましても、今期6期の計画期間の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、こういった移行に当たりましては、利用者等の混乱やサービスの低下を招かないように、制度改正の周知を行うとともに、主体となって今取り組んでおります直営の地域包括支援センター、ここにおります総代やケアマネジメント、こういったところの支援の充実に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 村瀬弥治郎君。

○9 番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。そこで、今のシステムのことは説明をされましたけれども、比較的軽い要支援1、2という方の対象者ということでございますけれども、この要は境目、ぎりぎりの人ですね。そういった人たちがやはり本人はそういった希望をしていたけれども、そういう設備は無理だという方々もみえると思うんです。

そうした中で、その辺の理解をいただく努力というか、そうしたことをしていかないと、ちょっと僕は混乱を招くこともなきにしもあらずというふうに思っていますけれども、そういった考えが全体としてそういうことと、まずそういう症状の軽い人が重くならないようにする、そういった地域サロンと言いますか、そういったことも大事だと思いますけれども、そういった取り組み、もしくは地域地域に、7地域か8かわかりませんが、そういった地域での取り組み方って、そういう一つの方向性があればお示しいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） まさに今、議員御指摘のとおりでございます。要支援、もしくは要介護にならないがための、いわゆる健康づくり対策というところでございますけれども、こちらの取り組みにつきましても、地域包括支援事業が中心となりまして、これまでも実施をしてきているところでございますけれども、介護予防のための運動教室の開設であるとか、これは一定のメニューというものが決められておりまして、具体的には理学療法士であるとか保健師等によります介護予防の教室の開設というものでございます。

こういった教室以外には、各地域の中に高齢者のサロンであるとかそういった集いの場というものがございます。そういった自主的なサークル、グループに対する予防活動の支援ということで、こちらのほうにつきましても、社会福祉協議会の専門の職員であるとか、保健師等がその会場に直接、各地域に出向きまして、一定の支援を講じているということが現状でございます。来年度におきましても、こういった活動についてはさらなる充実に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

なお、先ほど制度改正の話を少しいたしましたけれども、今要支援の1、2の認定を受けておみえになる方で、いわゆる介護サービスの提供を受けてみえる方、具体的には通所介護であるとか訪問介護、こういったサービスを受けてみえる方につきましては、今回の条例の改正の一部の中で、この総合事業への移行については、一定の猶予期間を設けさせていただきたいというところでございまして、先ほど、市民に混乱を招かないようにという部分については、当面、来年度につきましては、要支援1、もしくは要支援2の方であっても、今現在、本年度対応しておりますデイサービスの利用であるとか訪問介護のサービスの提供であるとか、こういったところは今年度同様の形で

対応ができるような形を当面は対応していきたいというふうに思っております。

そして、先ほど、遅くとも29年の7月までには完全移行というお話をいたしました。これも御承知のとおり、デイサービス、それから訪問介護については全国一律のメニュー提供という形になっておりますので、それぞれのサービスを受ける方の御意向を尊重しながら、その方々に合ったサービスの提供ということについて、市町村が行います地域支援事業のメニューとして具体的な内容を設定をする中で、その提供に努めていきたいというふうに思っております。

なお、現段階では、国が示すサービス単価というものがまだ設定が示されておきませんので、そういった国の情報も今後踏まえながら、郡上市の特性にあったサービスの提供体制の構築に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(9 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 村瀬弥治郎君。

○9 番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。そういった取り組みの中で、制度改正により介護事業現場での不安に処する行政の考えをお聞きしたいということでございます。

介護老人福祉施設、これ特養という施設であります。介護老人保健施設、これ老健でございますが、介護療養型医療施設、これが介護療養所ということになってはいますが、そのうちに地域医療・介護総合確保推進法によりますと、特別養護老人ホーム、特養への入所、新規の入所が原則的に要介護3以上に限定すること、一定の所得のある人は事業者負担を1割から2割に上げる、引き上げること、介護報酬を2.27%切り下げることが施行されるとしております。

また、他の事業では、都市部的な制度改正、例えば24時間訪問介護サービスというものもございします。

このような制度改正は、郡上市のような中山間地域に即したものとは言い難いものであるという指摘もございします。その中で、質問に入りますけれども、まとめて質問をしますので、よろしくお願ひします。

1 番目に、比較的費用の安い特養への待機者増にならないのか、1 点目。2 点目が、社会福祉法人、あるいは公共としての高齢者福祉施設の4施設、市内にあるアルプス、アットホームしろとり、せせらぎ緑風苑、公共の郡上偕楽園のこういったものに対する減収に対してはどのような実態で行政として補うべき検討などに対してどのような考え方なのか。また、他施設のデイケア、あるいは老人保健施設の実態もあわせてお聞きをいたします。

また、4月からの入所手続き等どのように進められるのか。先ほど、これは3年間ということでお聞きしましたけれども、そういったこと。

また、入所判定委員会はどのような体制なのか。このことも先ほど聞きましたが、要介護1、2の取り扱い、今後、そういったこともお願ひします。

そして、利用者負担がふえることにより、サービスの低下につながらないのか。もう一つは人材不足に苦しむ介護業界で、潜在的看護師、看護師の不足が重要であると思われるし、今回そういった職員の処遇改善ということも叫ばれておりますけれども、業界が経営孤立化を進めていきますと、そういった利用密度の低い地域ほどそういった改正における影響というものが出るのでという質問でございますけれども、質問に対してお答えをいただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） ただいまの複数の御質問をいただきましたので、若干回答が前後するかもしれませんが、お許しをいただきたいというふうに思います。

まず、特別養護老人ホームでございますけれども、現在、市内に今年度20床増床になったということで、現在、市内には4施設で295床ございます。ほとんど満床状況というところが現状でございます。こういった中で、今回、今後における入所の状況、動向についてというような御質問もあったかというふうに思いますけれども、おっしゃられるように、基本的には特養施設への入所の基準というものが今回の改正で要介護3以上というところが一つの基準になったと、こういった大きな改正でございます。

ただ、要支援、要介護1、もしくは2の方であっても、やむを得ない事情がある場合については、特別養護老人ホームへ入所いただくというような措置も講じられております。やむを得ない事情と申しますのは、例えば、いくつかあるわけでございますけれども、認知症のある方で日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻回に見られるという、こういった方であるとか、知的障がい、精神障がい等に伴いまして、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さ等が頻回に見られること等々、これ以外にもいくつか要件がございますけれども、こういった方については、3以上という基準はありながらも、介護度1、もしくは2の方であっても入所が可能というような内容となっております。

そこで、4月からの特養の入所の手続きであったり、どういった判定を持って入所につなげるかという御質問もございましたけれども、今、先ほど申しましたように、市内には4つの直営、もしくは民間の施設がございまして、これまでは、いわゆる申し込み、順番に入所をしていただいていたというような景観がございますけれども、この改正に合わせまして、市内の4施設が協議を重ねた結果、どの施設においても一定の基準と申しますか、いわゆる入所、早い時期での入所が必要な方というものを、判定委員会の中で、いわゆる検討をさせていただいて、同じ基準の中で市内においては対応をしていこうと、こういった、いわゆる公と民が一緒になった共通の基準というものを、そういったものを設けさせていただいて、4月から運用に入りたいと、そんなことを思っております。

そうした場合、これまで申し込み順で、既に申し込みをされてみえる方に対する対応はどうかということにもなりますけれども、この方々に対しては既に4施設、共通の考え方の中で早期に入所を希望しておみえになる方であるかどうかということ等々について、個別の意向調査というものを改めて行いまして、基準は3以上というこのルールはございますけれども、先ほど申しましたように、やむを得ない事情があるかないかと、こんなところも考慮しながら4月以降の入所につなげていきたいと、そんなことを思っているところでございます。

それから、市内の特養の施設に対する今回の改正をもつての影響という御質問もいただきました。今回の改正に伴いまして、介護報酬の改定でございますけれども、これは新聞紙上等で公表をされておりますけれども、全体で2.27%を引き下げになるというところでございます。とりわけ、特養のような施設ということになりますと、0.85%の引き下げというところで、施設分については、この平均を0.85%、さらにという部分でございますので、施設側にとってはこのあたりが非常に大きな影響を与えるということにもなるかというふうに思っております。

そこで、この施設ごとをじゃあどういった影響があるかということにつきましては、各施設におきまして、現在、加算分、減算分も含めまして試算を行っておみえになるというところでございますので、行政といたしまして、いわゆる、今提供できるような影響額というようなものを持ち合わせてはおりませんけれども、いわゆるプラス面、マイナス面も含めながら、今後行政、もしくは民間の施設等の中で情報を共有しながら対応していきたいというふうに思っておりますけれども、ある施設からの情報ですと、今回、減算分はありながらも、いわゆる加算分というところ、具体的には人件費、処遇改善という部分の加算というものもつくというところで、大きな影響はないというような情報もいただいております。ただ、全ての施設に対してそういった情報をいただいておりますので、今後そういった非常に大切な情報でございますので、施設間の情報を共有する中に対応が、対応と言いますか、まずは情報の収集というところから始めていきたいというふうに考えております。

それから、介護職の確保というところは、これは郡上市のみならず、全国的な問題となっております。その対策でございますけれども、国においては、今ほど御説明をさせていただいたように、今回の介護報酬の改定によりまして、介護職員の処遇改善加算、こういったようなところが拡充をされたり、県におきましても、介護福祉等の就学資金の貸し付けであったり、研修の支援を行うということになっております。

市におきましては、引き続きでございますけれども、介護職員の初任者研修、これに係る費用の一部助成というような事業を継続をさせていただくということを考えておりますが、ともすると、この介護職のイメージアップというところからしますと、非常に仕事がきついであるとか、賃金が非常に低位であるとかというような課題もある中で、今後、市ができることといたしましては、

ケーブルテレビ等を活用しながら、現場で生き生きと働くスタッフの方々を紹介をさせていただいたり、中学生等の職場体験の機会をふやす、こういったような対策につきましても大切にしていきたいというふうに考えてございます。

それから、もう一点、利用者負担が増加することの影響という御質問でございましたが、御指摘のように、一定以上の所得のある方につきましては、ことしの8月から利用者負担が2割、これまでの1割を2割になるということで、また負担をお願いをするということになります。この改正によりまして、サービスの利用を控える方があると、こんな懸念もございまして、利用に当たりましては専門職でございますケアマネジャーであるとか保健師等々が家族と十分に相談であったり調整を行う中で、負担はお願いすることにはなりますけれども、その方、個人の状態に応じた適切なサービスが提供できるように寄り添った支援に努めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。種々説明をいただきましたが、すぐに移行期間もありますので、そこも含めてそういった加入者との調整を図りながら今後進めていきたいというふうに思っております。

時間がございませんので、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、農協・農業改革でございます。この質問に関しましては、時間がございませんから手短かに申しますけど、1つ、政府が示す農協改革により特色ある地域農協への取り組みについてという、その中で、農家、農業者の将来に生かすべき指導法を問うということでございます。2点目が、農地中間管理機構の現状でございます。そして、3つ目には、徹底した獣害対策による農地利用ということをお聞きしたいわけでございますけれども、今、農地中間管理機構が動いておりますけれども、担い手からは獣害問題ということが非常にネックでございまして、これの克服がない限り、私たちも受け手がないということが言われておりますし、山間地では非常に農地の活用策が非常に悪いということで停滞しているようでございますけれども、そういった現状を踏まえての取り組みを農林水産部長にお願いします。

○議長(尾村忠雄君) 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長(三島哲也君) ただいま3点、農協改革に関するところと、それから農地中間管理機構の現状、それから獣害に対する市の方向性ですか、農地を引き受けるところでございますけれども、まず最初の農協改革に関してですけど、まず中山間地域にあります郡上市におきまして、農協というのは非常に大きな役割を果たしてきておるという現状がございます。

例えばですけど、一般の出荷や生産資材の調達、それからライスセンターや集荷施設等の設置運



営、それから農作業受委託等、非常に大きな役割を果たしておりまして、今後も必要なパートナーであっていただきたいというふうに思っています。

これに対して、今回農協改革でございますけど、市が直接指導するとか、そういった法的権限はございませんけど、どういうふうにこれからなっていただきたいということ、市の農業、農家にとってどういうふうに望ましいかというようなところにつきましては、今後、農協改革は、農協、めぐみの農協さんたちの取り組みの中で、それぞれの場面において、助言やら要請等をしていきたいというふうに思っています。

その要望の期待するところでございますけど、まずやっぱり農家、組合員のための組織であるというところで、やっぱり原点であろうかということでございます。今回も農協改革の目的であります農家所得の向上ということでございますので、それに対する有利販売の実施や、あるいは農家の経営コスト削減、そのための安価な生産資材の調達等に取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

それを含めましていくと、郡上市におきましては、農業における中核組織という位置づけでございますので、引き続き、これからも郡上市の農業や農業振興、あるいは農家も含む住民生活に対する積極的な関与を実施をお願いしていきたいと、こういうふうなことを希望するところでございます。

それから、2点目の農地中間管理機構でございますけど、これの現状ということで、これ26年度から募集等が始まっておりますけど、現在の借り受け希望の岐阜県の全体は683経営体が応募されておまして、希望借り受け面積は8,688ヘクタールということになっております。

郡上市におきましては15経営体でございますが、応募されておまして、借り受け希望面積は89ヘクタールということになっております。

これに対しまして、実際に農地中間管理機構を通じまして、農地の貸し借りが行われた実績でございますけど、県内の17市町で929ヘクタールというものがございます。これは特に集落営農組織が多い海津市、本巣市、こういったところで75%を占めておまして、その他のところもやはり平坦部のところが多いということでございまして、郡上市、高山市、下呂市等の中山間地域では実績がないという現状でございます。

また、929ヘクタールということになっておりますけれども、このうち既に貸し付けを行っていた農地というのを、今回、機構を通じて貸し付けをしたと、いわゆるつけかえというんですけど、それが94%を占めておまして、実際、新たに貸し付けた農地というのは、60ヘクタール程度にとどまっておるというものでございます。

郡上市でございますけれども、平成27年度におきましては、八幡南地域のところを主体としまして、集落単位での話し合いを進めていきたいというところでございます。

3点目の獣害対策による農地利用ということがございますけど、これ議員のおっしゃるとおりになりまして、農地集積に当たりましては、そういった獣害対策等、非常に阻害要因となっておりますところでございまして、今年度ですけど、26年度ですけれども、27年度で借りたいという担い手の方が引き受けるに当たりましては獣害柵の設置をしてほしいという要望がございまして、今年度はそのところにつきまして、獣害整備をしているというものでございます。

こういった経緯を受けまして、やはり市としましては、これからはそういった担い手が安心して農業をこれ専門で、農業経営を専門に行えるような体制づくりをしていきたいということでございますので、今言いましたような獣害対策等につきましては、貸し付けを行うところの地域ぐるみか一体となりまして、そういった獣害の施設を進めて、そういった体制をつくるよう推進していきたいということもございまして、防除、捕獲、駆除、そういった獣害対策も引き続きやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。時間が来ましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、村瀬弥治郎君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） それでは、議長の発言の許可をいただきまして、一般質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず最初に、戦没者の追悼行事についてということで、近ごろ、戦後70周年ということで首相談話はどうするんだというようなことで大変話題になっておりますが、戦後というのはかなりその政治的な意味合いが多いということで、日本については特にいろんな議論がなされているところでございます。

そういうことが昨今ではテレビや新聞などでも報道をしておりますけれども、戦争そのものが侵略戦争であったかなかったか議論されていたりしますが、60年代の中ごろですかね、家永裁判というのがありまして、教科書検定の是非を問うものでしたけども、その話題というのは無謀な戦争という文言が多分問題になったというふうに記憶をしております。その当時の総理大臣が、侵略戦争であったかなかったかは後世の史家が評価すべき問題、史家というのは歴史家のことです、と発言されたとどこかで記憶しております。

そして、現在、戦後70年たって、もう当事者が少なくなってきた今ですけれども、そろそろ本当に歴史家の出番ではないかと私は思っております。第2次世界大戦での死者は全世界で5,000万人から8,000万人、軍人では2,200万人から2,500万人と言われております。また、我が国の死者は民間で50万人から100万人、そして軍人の方は212万人とされ、またこの中には、軍人の中には台湾や韓国の徴兵の軍人の方もいられております。

そこで、郡上の戦死者は私が調べた限りでははっきりしませんでした。ただ、現在の遺族会の方の加入人数は1,884名だそうであります。このような多くの犠牲者を出した悲惨な戦争を決して繰り返してはならないということは言うまでもありませんが、そのためには後世まで語り継いでいかなければならないと思っております。

そして多くの犠牲となられた方々の御霊を後々まで供養していくことがあの戦争がいかにか悲惨であったかを改めて感じ、不戦への誓いを確かめることにつながるのではないかと思っております。

そこで、健康福祉部長にお聞きします。今現在、市内で慰霊祭や追悼式はどのような形で行われているのかお伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） それでは、お答えをいたします。

現在、郡上市におきましては、遺族会が中心となられまして、追悼式及び各地区におきまして慰霊祭がとり行われております。このうち、市内16地区で行われている慰霊祭でございますけれども、自治会の主催が4地区、自治会、遺族会及び戦友会主催によるものが1地区、そして遺族会主催が11地区というところになります。

慰霊祭に当たりましては、地区の実情にもよりますけれども、郡上市、市議会、自治会、公民館、そして学校等の代表に案内がなされているようでございますけれども、自治会が主催をする慰霊祭にあつては、回覧文書によって幅広く案内がなされている地区もあると聞き及んでおります。

郡上市戦没者追悼式でございますけれども、毎年10月に郡上市遺族会主催によりとり行われております。平成25年度からは大和総合センターに会場を移されまして、献花方式によって行われておりますけれども、今年度、平成26年度につきましては、市内各地域から遺族会の会員の方々並びに来賓を含めて293名が参列をされてお見えでございます。

この郡上市の遺族会でございますけれども、役員会であるとか理事会等におきまして、毎年追悼式や慰霊祭の持ち方について協議がなされおきまして、この会議には市の職員も会議に参加をさせていただき、側面的な支援にも努めさせていただいておりますが、この遺族会の会員数につきましては、年々減少の傾向にございまして、今後における戦没者追悼行事の運営に関する課題意見があることも事実でございます。

また、近隣の自治体の情報を調べさせていただいたところ、市または遺族会が主体となって追悼行事が行われておりまして、参加案内につきましては遺族会員及び会員となっているようでございます。

岐阜県におきましても、毎年10月に戦没者追悼式が行われておりまして、この式典、この式におかれましては、事前に県の公式ホームページで一般の方々への参加も呼び掛けておみえになるというふう聞いております。

また、平和の尊さを若い世代へ伝えるため、遺族会員の方々が話し手となって学校に出向かれて戦争体験を伝えてみえる、そんなような取り組みも一部にあるように聞いてございます。

以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君

○5番(兼山悌孝君) 大変ていねいな答弁ありがとうございます。今の答弁の中にもございましたように、遺族会の方が年々少なくなっている地域もあるということだったんですけど、それを前提にまた質問を続けていきたいと思えます。

私が小学校のころは、小学校の高学年になると春に行われる招魂祭に参列した記憶がございます。ちょっと当たってみましたところ、少ないんですけど、郡上市内で以前はあったということなんです。現在は小学生が招魂祭、招魂祭というのはもともと靖国神社、東京招魂社、護国神社が招魂社ということで、そこで行われる祭りが招魂祭ということで、今使われておるところは少ないんですけども、その招魂祭に学校の子どもさんが参加したというのがあったんですけども、私はこれ振り返ってみますと、大変いいことだと思うんです。子どものうちからやっぱり大戦がかなり悲惨なものだったということを改めてそこで思い知らされることも確認することもありますので、全国の中にはいまだにそうやって、特に大阪の箕面市なんか裁判までやった後に続けておられるんですけども、教育長さんにここで伺いたいんですけども、やっぱりああいう場で代表の方が追悼の言葉の中に、犠牲になられた方々のおかげで今の現在の日本が、繁栄した日本があると。二度と過ちは繰り返しませんという誓いの言葉をあそこで述べるということは、子どもたちにとっては本当に大事なことではないかと思うんですけども、どうでしょうか、これから学校の子どもさんたちに、そういうところに参加していただくようなこと、教育長個人でそのような良し悪し、どう思われるでしょうか、意見をお聞きしたいと思えます。

○議長(尾村忠雄君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) 今、兼山議員おっしゃったように、戦没者の追悼行事の意味というのは、二度と戦争を繰り返さない、それは尊い、犠牲になられた方の礎があって、今の平和な暮らしがある、だからこそ平和というのは尊いものであり、今後それはきちんと守っていかなければなら

いものであるという、それを碑を前に確認をするというか、言った意味があるというふうに思います。

ただ、子どもたちが学習というふうにしてものを考えていった場合には、現在、小学校でも中学校でも社会科等で特に戦争に関しては戦争の原因ですとか、あるいは戦争の中での国民生活、そして戦争で犠牲になったさまざまな悲惨な生活、さらには原爆投下と終戦といったようなことについては学んでおりますし、学校によっては慰霊碑の意味について調べる学習を行ったり、また戦争体験をされた方の話を聞いたりするという、そういう具体的な学習をしております。

私も重要なのは、そういう具体的な学習によって、戦争の具体的な事実を知り、その被害を知り、そうしたことを踏まえて平和を大事にするということであろうというふうに思います。

この追悼式に出席をするということの意味そのものが大事だというふうに思いますけれども、より重要なのはそういう具体的な事実に基づいた学習をすることによって、いわばその碑の持っている意味、あるいは戦争を体験された人の実際その生き方、そういったものをきちんと学んでいくということが大事だろうというふうに思っておりますので、現在の段階ではそういう学習を重視をするということは今後も大事にしていきたいというふうに思っておりますので、学校の行事としてこういったその追悼式等に参加をするということについては、現在の段階ではまだ考えておりません。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) 今の子どもさんたちは社会科の中で当時の戦況の状況とか、戦争に突入した状況とか内容についてその学習されているということですが、私たちの時代というのはやっぱり近代史というのはたたとっつと済んでほとんど記憶がないんですよね。そういう思いをすると、今は私たちとは違って、しっかり教育をされているということでしょうか。

○議長(尾村忠雄君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) ちょっと時間数そのものについては、数字、正確な数字は覚えておりませんが、かなりの枚数で教科書にはその戦争についての記述がされておりますし、現在では学校のほうでも近現代史についてはきちんと学んでおりますので、過去と比較すれば子どもたちが戦争についての事実については把握しているというふうに思います。

また、国語の教材に、例えば、「ちいちゃんのかげおくり」ですとか、あるいは「おとなになれなかった弟たち」といったような、そういう文学教材もありますので、ある意味、幅広く、今の子どもたちは戦争については学んでいるというふうに捉えていいんじゃないかというふうに思っております。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。では、もう一つ確信で申しわけないんですけども、例えば侵略戦争であったかなかったかという、そういうことも授業の中であるんですか。

○議長(尾村忠雄君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) 教科書の記述の中にもそうした部分がありましたので、地域によるということは言えますが、侵略戦争であったという、そういった認識というのは子どもたちが持っているというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。私はやっぱり教育もそこまでされている私たちの子どものころのようなことはないと思うんです。けども、やっぱり僕らの思いからすると、70年たって僕らが生まれる前の話ですよ。これがその今になって蒸し返したように、蒸し返すという私の考えだけで被害に遭った国というのは蒸し返しではない、ずっと思い続けているって言われるとは思いますが、今になってまだそういう問題があるということ。ということは、日本人の感覚と世界の感覚というのは、やはりどこかにギャップが、開きがあるということで、これは絶対日本人は忘れてはいかんという思いを続けていかないかんと思うんです。

そういう中で子どもさん方にもそういう何て言うんですかね、継続のためにも子どもさん方が参加されるのはいいかと思っておりました。

続けていきます。この問題は、戦後すぐにGHQにより忠魂碑の取り壊し命令や、あるいは文部省の慰霊祭中止の通達などがあって、26年の講和条約の締結以降、靖国神社の法人化などで復活したわけですよ。それまでに地中に埋められた碑も掘り出されたりして、全国各地で慰霊祭や追悼式がとり行われ、今日にいたっておるようですが、その意味合いは、今まで申したように、政府や遺族会、あるいは一般によって取り方というのは若干違っていました。

しかし、戦争も知らない私たち世代が多くなってしまった今、また遺族の人たちも少なくなってきましたので、それからまだどこまでが遺族会という問題、以前にもありましたけれども、そういうこともあわせて、遺族会の人たちに任せるばかりでなしに、本当に後世に伝えるために新たな思いでその自治体などが引き継いでいかなければならないと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 先ほど、健康福祉部長が申し上げたような郡上市における戦没者慰霊行事の実施状況でございます。私も市長に就任以来、ずっと市の、郡上市の戦没者、追悼行事には参列をさせていただきまして、いわば市民代表として心を込めて帛辞を捧げさせていただいているところでございます。

一方、国や県におきましても、国におきましては御承知のように8月15日に政府主催の戦没者追悼式というのがございますし、県においても先ほど答弁にありましたように、10月に岐阜県主催の追悼式ということになっております。県の追悼式に私もこの前一度岐阜県市長会長として参列をしましたがけれども、県の職員がその式典を全て取り仕切っておりました。恐らく遺族会、県の遺族会とかいろんなところとの連携、協力のもとであったかもしれませんが、知事がいわば主催をするという形であったというふうに思います。

また、近隣の関市や美濃市においても市主催の追悼式ということになっているようでございます。

一方そうばかりではなくて、やはり遺族会、あるいは自治会、あるいはその他の組織による、主催による追悼式という形をとっている市もあるというふうに承知をいたしております。

戦後70年の夏をこれから迎えるわけでございますが、御指摘にありましたように、だんだん、いわゆる遺族会の皆様はだんだん数が少なくなっているというようなことでもありますし、私も参列をさせていただいて、郡上市の戦没者の追悼式もその戦没者を出した家族の追悼式ということにとどまるものではないだろうと、その意味はやはり後世の後を継いだ者がやはり戦争において犠牲になられた方々が今日の礎を築いてくださったことであるというようなこと、あるいはそういう二度と起こしてはならないという思いを改めて強くするという、やはり厳粛な式典であるというふうに思っております。

そういう意味では、現在の郡上市においては郡上市の全体の式典は遺族会主催ということで、いわば私どもは招かれて、来賓席のような形で座っていて弔辞を読ませていただいているということですが、このあり方が今後ともこれでいいのかどうかということは、やはり70年という歳月を過ごしてきたわけですから、よく郡上市の遺族会の皆様方、あるいはまた市の広く自治会関係の皆様方とか、いろんな方々のやはり御意見をお伺いをして、今後の郡上市の戦没者の追悼式典というもののあり方というようなものは考えていく必要があるというふうに感じておるところでございます。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。東京の千鳥ヶ淵の慰霊ですね、あそこには年間を通じていろんな宗教団体、いろんな組織から年間ずっとその慰霊のお参りみたいなのがあるそうなんです。やはり地方に行きましても、これから本当にちょっときな臭いような話も出ておりますけれども、戦争を知らない世代がふえると勢い、おれやっつまえなんていうことになりかねんというように懸念を多少は持つもんですから、改めてやはり受け皿が必要になってくるんじゃないかという思いから質問をさせていただきました。

それでは次の質問に移りたいと思っております。

けさからずっと人口減少の質問が続いておりますが、女性の住みやすいまちづくりということで、ちょっとアバウトな話を持っていったら、視点が違わせんかなって思っておりましたら、先ほど武藤議員からほとんど語り尽くされたような感じがいたします。

先ほどの武藤議員の東京の中の女性の話も出ましたけれども、私はちょうどバブルのころに県の青少年の指導員をやっておまして、その中でちょうどバブルの時期だったので、東京のジュリアナというのがありましたよね。で、これが名古屋に同じようなのができたんです。そしたら兼山さん、あそこっていうのは、郡上の人も含めて、田舎から出てきた女の子がおんやで、まちの子がやっておるんでないでという話を聞いたことがあるんです。やっぱり都会のその華やかさというのは、都会の住人がやっておるように誤解をするっていったらおかしいですけども、都会の華やかさにうかれてまちへ出ていったという時代が、今も残っておるかどうかは別として、女性のその田舎に住みたいか都会に住みたいかという気持ちですね。そんなのも踏まえながら質問に移っていきたいと思います。

人口問題研究所の松田レポートというのは先ほど市長の話の中にもありましたように、20代から39歳までの出産年齢ですね、この人口の動態をその数字にして将来を推計したということなんですけれども、それは多少は本質だと思うんです。特に考えていかないかんということはやっぱり女性のことだと思うんですけれども、先進国と言われる現在のところで、首都及び大都市に人口が流れていくのは、日本と韓国だけだと。これは里山資本主義の書かれた日本総研の藻谷浩介氏が言っておられます。

アメリカではもともとそういう風土、土台がなかったということですが、ヨーロッパでは何らかの政策によってそういうふうに移ってきたんだと思っております。我が国においても地方創生事業を行うことによって、東京一極集中から地方へと人口の流れが変わるか、あるいは地方にとどまる人口がふえることをねらいとしているところですが、日本中で同じような事業をしたら、地域間のつぶし合いになってしまうことは必至だと思っております。

郡上市がほかの地域に対して秀でた特性があれば何とか減少曲線は緩やかになるかもしれませんが、どこも同じ目的で同じ事業を行ったら郡上市は果たして優位に立てるのでしょうか。冒頭に申した女性の居住人口の維持や拡大ができれば、男もそうなると思いますが、市長公室長どうでしょうか。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの最期の部分の郡上市の有為性と言いますか、そういうことをまず一つ目でお尋ねがあったというふうにして理解したわけですけども、先ほどは田舎から都市部へという話でしたけど、一方で郡上へ来て、すごく郡上の自然を楽しまれる方が結構、もちろん他市の方が多いわけですけど、自分たちが仕事柄、郡上へ移住して来られた方々と接する機会が



よくあるわけですが、その中で郡上市のNPO法人メタセコイアの森の仲間たちや、あるいは郡上八幡・山と川の学校というこの2つのこの自然体験プログラムを提供するこのブランドと言いますか、その2つがすごく全体的に大きな力になって、マグネット力になって見えるわけですが、このインストラクターの経験者みたいな方が非常に郡上に多いなというふうにして日ごろ感じております。

いろんな分野で現在活躍してみえる方も、よくよくお話してみえるとどうもその辺のところから郡上に関係を持たれて、そして一方で野外の宿泊とかいろんなことを含めて、そういう方たちが新しい御商売を開いていってみえるというふうなことも多いんじゃないかというふうに思います。

こういう自然体験に惹かれて全国から郡上に来られた方が本当にこの鮮烈な水とか豊かな緑に抱かれたこの土地柄、そして自然を慈しんで、そしてそれで何て言いますか、いやされる、あるいは野生の冒険を楽しむ、こういうことが、何て言いますか、できるという土地柄、あるだけじゃなくてこのシステムがある、そして事業化されてきたという、そういう郡上は非常に有為性があるんじゃないかというふうにして一つは思っております。

さらに、先ほど出ましたけれども、ウインターリゾート郡上のスキー、スノーボードにおきましては、この滑る方とお世話される方、来られる方と従業員を足しますともうすごい数ですね、これはもう、大変なことです。さらに郡上の魚釣り、あるいは郡上おどり、白鳥おどり、神楽などの伝統芸能を含めて非常に郡上にはお越しなられる方が多いし、山林のお仕事ですね、山仕事の方も、調べてみると、森林組合でも非常に多くの方が、Iターンの方がみえます。

そういうことを考えると、よくよく考えてみれば、非常に郡上の持っているそういうベーシックなよさというものが実は郡上の強みとしてかなりの部分、機能しているところを改めて今御質問を受けながら気づいたと言いますか、そういうことが、したがって、やはりこれからのいろんな施策展開のときにも、奇異なことよりも、やはりそういうベーシックなものをしっかり押さえて、そのいいところを伸ばしていくというふうなことが原点であるのではないかなというふうにして思います。

同時に、そこに来られている方を見ると、女性も結構きらきらと輝いている方が多くて、ただいまの質問にあってくる内容ではないかなというふうにして思います。

それから、2つ目の女性が男性を呼び込むのではないかと、こういうふうな意味合いだというふうに思いますけれども、近年の若い人は必ずしも男性がリーダーシップを持って女性をリードするとか、あるいは女性は男性に必ずしもついていくというふうな時代ではなくなってきたお思います。

さまざまな多様なスタイルと言いますか、個性的なあり方が今日の若い人たちのよさであろうと思っております。

しかしながら、やっぱり女性がいきいきと輝いておるといふ郡上が、これは間違いなく魅力的な土地柄、土地として発信されていくと思いますし、私生活だけでなく企業活動とか、あるいは地域づくりでも雇用の面でも、やっぱりそれは活性化されるということだと思います。

そういう意味におきまして女性のやっぱり存在、あるいは多く見えるということが、男性の生活や事業活動でも必ずプラスになっていくというふうにして思います。

そういう意味で、ことし男女共同参画プランの第二次計画を1年かけて、関係の皆さんと一緒につくっていただいたわけですが、そこに書いてあります男と女がともに担い、生き生きと生活できる家庭の実現、そして2つ目が、共に学び生き生きと働ける社会の実現、3つ目が、共に参画し生き生きと活躍できる地域の実現と、この3つを重点的に取り組むこととしております。

こうした共同参画の推進も女性を大いに郡上に来ていただく環境整備の一つになるんじゃないかというふうにして考えております。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。続けていきます。私はネットで、ちょっとネットですね、ネットで女性の住みやすさということで検索したら、ほとんど東京ばかりやったね。ほかの都市も、地域というのは本当少なかったです。

そんな中で、ちょっと検索の仕方を変えたら、女性の人口がふえたところが石川県の川北町というふうに出てきました。この川北町をちょっと調べましたら、金沢市と小松市のちょうど中間あたりで、手取川沿いにありますね。ここは昭和の合併時に周囲の町に三方に分かれて、3つに分かれてまうという危機があったけれども、合併協議会の中でもうほとんど調印するばかりになったら、当時はその川北村ですけれども、その村長さんが調印の寸前になって公印を持って蒸発してしまったと、それで、破談になってしまったという、ちょっと珍しい例があるんですけれども、平成の合併のときも一応近隣の合併協議会に入っておりましたけれども、早々に抜けて今の川北町を維持しているというところなんですけれども、政策なんかも調べてみたら、水道料金、それから保育料、それから医療費を低く抑えて子育ての環境に力を注いだことで金沢市などから若い夫婦が転入して来て定着したとあります。

ここの人口の増加率は全国でも1番で、総人口における子どもの率は20.8%、これは当然石川県でも1位であります。話は飛びまして、ドイツなんかでもやはり都市周辺に人口が拡散していますけれども、そのもとは何か調べてみたら、生活コストですね、それを自然エネルギーの活用などで都市部より低くすることで人口がどんどん生活コストの安いところに移って、シフトしていくということでした。

我が市でも以前その市長が合併してどうでしたかという質問があったと思うんですが、その中で

市長が唯一言えることは、福祉がよくなったと、これは言えると、そういうふうに言われたことがありますけれども、このことは私もそう思っておりますけれども、今住んでみたいまちのランクが郡上は割と上のほうにあるんですけれども、中身はどうもその高齢者に人気があったという思いがあるんです。先ほど来その答弁を聞いてみますと、そうじゃない、結構若い人の需要もあるということではっきりしているところですけども、川北町のその将来的にもやっぱり女性が来て、ふえてきて、そこで————子どもが生まれて、人口も将来的に維持されていくという、そういう形になろうとすると、地形的なハンディとか、それから地形的なメリットがあるんですよ。そうすると、政策的に同じことをやったら、やはりふるさと納税じゃないですけども、お互いが減少するところで取り合っていたら、やっぱりメリットを生かさずことにはハンディを克服できないですよ。

川北町と郡上市は比べることはできないと思うんです。そんな中で、女性を、本当に女性を引きつけたら男はついていくだろうと、僕は思っているんですけども、やはりどうしてかと言うと、長男で出て、そのまちで家を建ててからなかなか帰ってこないという話はよく聞きます。それは嫁さんが原因だとは言いませんけれども、けどもやはり女性が郡上に勤めたいと言わんと、どうしても将来的にやっぱり人口というのは維持していけないと思うんですけども、そういう本当に女性をターゲットに絞り込んだような施策を打っていく必要があるんじゃないかと思っていますけれども、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 郡上市も消滅可能性都市のリストに上がったわけですし、その原因としては女性が非常に、20代、30代減っていくという見通しが立てられているわけですから、私が言った中でも決して楽観的なことは考えてもおりませんし、厳しい状況であるというふうに思います。

それで、ただいま御指摘のような、この立地条件の問題がありますから、川北町との比較ということよりも、まず1つは郡上市の中におきまして、先ほど申し上げたような、郡上に見える女性が生き生きと暮らしていただける状況をつくるということで、まあ男女共同参画のアンケートなどにおきましても、やはり育児休業とか育児短時間勤務制度、あるいはノー残業デイとか、そういうふうな女性の職場でかなりそれをしっかり守ってあげられるというふうな環境整備が、まず一つはすごく非常に大事だということではないかというふうにして思います。そして、そういう取り組みをまず進めていこうということと。

近年、郡上市で取り組んできたことの中では、大女子会と言いまして、これともいきフェアの延長と言いますか、その関係の中で、女性の非常に頑張っている皆さんに女性に集まってもらっている話合いの場をつくったわけですけど、そのことによりまして、僕らもこの人はこんなところで頑張ってみえるんだなということを感じたことがあるわけですけども、その人たちが、お

互いにこうネットワークを持てて、それからお互いに刺激し合いながらより活動をされるというふうな、いわゆる女子会活動みたいなものを推進したことがあります。

そういうふうなものが、今日、ちょうど今年度、岐阜県も郡上方式を採用されて、岐阜県でもその大女子会というイベントをされるようなことになってきたわけですがけれども、そういうふうにして、まず地元に見える女性にいい郡上市として環境をつくっていくということが一つだというふうにあります。

それからもう一つは、今言われましたように、いろんな福祉政策におきまして少し調べたところでは、頑張れ子育て応援事業などがありますので、3人目を生む人の割合が、平成22年度の17.1%からいろいろ増減はありますけれども、26年度には21.2%と増加しております。

ですから、そういう何かやっぱり働きかけをしていくことによって子育てが進むとか、あるいは結婚相談事業によって少しでもやっぱりそういうふうな機会をつくっていくということが大事だと思いますし、先ほど御紹介した拝見ツアーという移住の方をこちらに来てもらって御紹介をする、ことしの2月に行ったものでも、実は男性よりも女性のほうが多かったんですね。

そういうことがありますので、やっぱり働きかけを大いにしていく必要があると。そして、その中身につきましては、地方版総合戦略の策定を進める中で、移住や定住を促すターゲットを20歳から30歳代の女性に絞った、女性が住みやすいと感じられるようなまちづくりという分野で、女性の感性を生かした御意見をたくさんもらって、そしてそれをことしの秋までに策定していく郡上版の総合戦略の中に盛り込んで、そして今、御指摘いただいたような、他所からも大いに若い女性が来ていただけるような取り組みについて努力していただきたいというふうにあります。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。中山間地のそのやることは何かというと、よく言われるのは企業誘致とそれから公共事業という話はあるんですけども、やっぱり郡上市もずっと行われてきておるんですけど、やはり生活コストを下げることがその次世代の若者が寄りつける最大の魅力になるんじゃないかと思っております。

まあ大前提というのは、先ほど市長さんからもずっと話があったんですけども、住民が主体でなければならないということは、これから大事なことだと思うんですけども、とにかく女性に人気のある郡上市を築いていただければなと思っております。

それでは終わります。ありがとうございます。

○議長(尾村忠雄君) 以上で兼山悌孝君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） これで本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦労さまでした。

(午後 3時59分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 上 田 謙 市

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹